

二月十三日(木曜日)

出席議員	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	欠席議員	三十番	なし
のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	浅川	豪一	山田	宮本	田中	沢田	海津	宮崎	西村			
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子	のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	敦子	こうき						
十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十一番	三十二番	三十三番	三十四番					
たかしま	小林	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	高山	山本	板倉	関川					
なおき	れい子	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	泰三	一仁	美千代	けさ子					

出席説明員

区長	成澤廣修	地域包括ケア推進担当部長	矢島孝幸
副区長	佐藤正子	子ども家庭部長	多田栄一郎
副区長	加藤裕一	児童相談所開設準備担当部長	栗山仁
教育長	丹羽恵玲奈	保健衛生部長	矢内真理子
企画政策部長	新名幸男	兼文京保健所長	鶴沼秀之
総務部長	竹田弘一	都市計画部長	小野光幸
危機管理室長	渡邊了	土木部長	木幡光伸
区民部長	高橋征博	資源環境部長	木幡光伸
アカデミー推進部長	長塚隆史	会計管理者	宇民清
福祉事務部長	鈴木木裕佳	教育推進部長	吉田雄大
兼福祉事務所長		監査事務局長	吉岡利行

事務局職員

事務局長	佐久間康一	議事調査主査	小松崎哲生
議事調査主査	下笠由美子	議事調査担当	阿部隆也
議事調査主査	糸日谷友	議事調査担当	眞鍋由起子

議事日程

日程 第一 一般質問について

午後二時開議

○議長（白石英行） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（白石英行） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

を指名いたします。

十一番 豪一 議員
二十番 金子 てるよし 議員

○議長（白石英行） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔依田翼議員「議長、六番」と発言を求め。〕

○議長(白石英行) 六番依田翼議員。

〔依田翼議員登壇〕

○依田翼議員 皆様、こんにちは。依田翼です。文京区議会都民フア

ーストの会を代表して一般質問をさせていただきます。

区内の幼稚園の存続についてどうお考えかお尋ねします。

幼稚園は教育機関として長く地元根付いてまいりました。ただ、待機児童問題が深刻化する中で区内の私立幼稚園十五園、区立園十園は共に、預かり保育を充実するなど旧来の幼稚園からは大きく姿を変えてきました。区が区立幼稚園六園を幼稚園型認定こども園にしていこうという方針を掲げたのもこの流れに沿ったものだと理解しています。

反面、足元では待機児童問題は解消し、保育園には欠員が増えております。そうした状況下で、預かり保育を実施しているとはいえ保育園の機能を完全に代替できるわけではない幼稚園は区立、私立を問わず定員を大きく割り込んでいます。急速な少子化と共働きの進展により、二〇二三年度の私立幼稚園の三歳児クラスの定員充足率は八〇・一%、二〇二四年度の定員充足率は七四・三%まで落ち込んでいます。そもそも定員を減らしてきていますから、ある大型の園では施設が受け入れられる本来の定員と比較すると児童数は半分にとどまるそうです。このままでは存続が危ぶまれる私立幼稚園が出てくる可能性が高まっています。

さて、状況は区立幼稚園も同様です。十一月に結果が出た区立幼稚園の三歳児クラス、三歳児クラスがない園は四歳児クラスですが、募集の状況によると、新設の認定こども園である元町幼稚園の幼稚

園部分に募集定員の三倍の応募があったのを除けば、全ての園が定員の半分ほどの応募しかありませんでした。このまま区立の幼稚園という枠組みを維持していくことが可能なのかも不透明な状況です。実際、二十三区のうち大田区、杉並区、足立区には区立幼稚園がありません。目黒区、板橋区、江戸川区も一園ずつしか区立幼稚園は残っていません。

さて、この状況をどう解決していったらよいのでしょうか。これまでは預かり保育を充実する、すなわち「保育園化」することが解決策と考えられてきました。しかし、認可保育園が定員割れする現状を鑑みると、この方向性では解決策とはなり得ません。私は昨年九月の定例会で、幼稚園型認定こども園の設置条例に文京区議会唯一反対票を投じました。主な理由は一歳児からしか預からないこと、そしてその理由が園内の保育者を幼稚園教諭に一元化する弊害としてゼロ歳児まで手が回らないことであることに納得できなかったためです。しかし、それだけではありません。区立幼稚園が枠組みを変えながらも実質的に全て存続するということが果たして正しいのか疑問に思ったことも反対の理由の一つです。

実は、区内の幼稚園は過去にも似たような状況に陥ったことがあります。一九八〇年代から一九九〇年代にかけては区内人口の減少に合わせて子どもの数も減少しました。そこで、区は学校適正規模適正配置審議会というものを立ち上げて議論を進めました。この審議会の議論や結論は現代にも通ずるものがあります。この審議会では小・中学校の統合などが議論されました。そこで示された方針への反発や、人口の回復などによって方針どおりにならなかったことは広く知られていることと思います。実はこの中で幼稚園についても議論がありました。

一九九五年の最終答申では区立幼稚園は八園程度に半減とするとされました。こうした方針に基づいて区立第二幼稚園、駕籠町幼稚園、西片幼稚園が一九九八年三月に、汐見幼稚園が二〇〇一年三月に閉園となりました。また、直接の関係はありませんが、園児の減少により一九八〇年代以降、三つの私立幼稚園が実質的に閉鎖となっています。

この際に決まった方針が今に生きている部分もあります。区立幼稚園の毎年の募集要項には「根津幼稚園と本駒込幼稚園の三歳児の申込み者数が受付締切時点で十人未満のときは、三歳児の学級編制は行いません。青柳幼稚園と後楽幼稚園の四歳児も同様となります」と記載されています。なぜこの四園のみにこのような基準が設けられているのかというと、二〇〇一年に教育委員会が出した方針によります。四園は、当面存続させるが需要が減れば閉鎖するという「当面存続園」という扱いだったためです。

御存じのとおり、その後は区内の児童の増加でこの基準が意識されることはありませんでした。しかし、現状はどうでしょうか。共働きの増加による保育園へのシフト、さらに急激な少子化の影響が顕著に出ています。来年度に向けたこの秋の申込み結果を見る限り、四園とも応募者数が十一人であり辛うじてクラス編制基準を上回っていますが、かなりぎりぎりのラインとなっています。

区にお尋ねしたいのは、このような条件の下で区立幼稚園を今後どうしていくつもりかです。まず、先ほど述べた四園で新入生が十人を割り込んだ場合はクラス編制をしないで他の園に誘導するわけです。その後も最も下の学年が基準人数を割り込み、園児がゼロとなった時点で休園するという方針です。しかし、本駒込幼稚園に閉しては閉園です。こうした条件が発動される可能性について現状、

区はどのように認識していますか。

後楽幼稚園については二〇二八年度に認定こども園化する予定です。それまでに新入生が十人を下回った場合、認定こども園化自体を見直す必要があると考えます。幼稚園需要がないわけですから、素直に幼稚園を廃止して保育園に転換する方がシンプルで効率的な組織運営になると思いますが、どうでしょうか。区の考えを教えてください。

他の園も認定こども園への転換の方針はこのままでいいのでしょうか。確かに四月から認定こども園元町幼稚園としてリニューアルする湯島幼稚園は三歳児の定員を二十一人から十六人に減らしました。しかし、後楽幼稚園と元町幼稚園のほかにも柳町幼稚園、明化幼稚園、小日向台幼稚園、千駄木幼稚園もこども園化し存続する方針です。これらの園を認定こども園に転換していく方針は変わらないのでしょうか。

募集停止の条件がない明化幼稚園や小日向台幼稚園の三歳児クラスの応募者数も直近は十人、十一人と非常に低水準です。区立幼稚園の預かり保育サービスを受けるには保育園と同様に両親が共働きなど「保育に欠ける」との要件が必要で、幼稚園がなくとも保育園に入れる子どもたちです。真の幼稚園需要は更に低く、また、現在では保育が無償化されているため、昔のように私立は高く区立は安いといった格差問題もありません。無理して区として幼稚園枠を維持し、認定こども園にする必要がどこにあるのでしょうか。現状の区の方針と、どのような状況になれば方針が変わる可能性があるのかお答えください。

さて、これまでの議論とは別に、文京区私立幼稚園連合会と文京区が二〇一二年に結んだ子育て支援施策の推進に関する協定書があ

ります。主には預かり保育の充実に向けた協力体制の構築ですが、「幼児人口の減少その他の要因により幼稚園及び保育園の待機児童数等に变化が生じた場合は、速やかに当該施策の見直しについて協議する。この場合において幼稚園における園児募集数、クラス定員数等の縮小が必要となるときは、文京区立幼稚園から縮小に取り組むものとする」と記載されております。

大前提として、二〇一二年の協定書での「クラス定員数の縮小が必要になるときは、文京区立幼稚園から縮小に取り組む」という部分は現状も有効でしょうか。そして、現状はこの段階にあると考えますか。その段階にあるとすれば、区はどのように区立幼稚園の縮小を進めていくのでしょうか。方針を教えてください。

もちろん、区立が縮小すれば私立幼稚園が持ち直すかというところが簡単ではないことは分かっています。しかし、区立園を無理して維持した結果、私立園が無くなってしまいうのも問題です。待機児童問題は解消していますし、民間でできることは民間に任せていくべきだと考えます。そして、区の現状の方針では区立にも私立にも子どもが集まらないまま経営が悪化していく「共倒れ」の危険性が高まっていると感じます。現状を真摯に受け止めた上で誠実な答弁を求めます。

中学校の調査書についての区民の不安についてお尋ねします。

我が区は区内でも特に中学受験が盛んな区として知られています。教育熱心な御家庭が多く、子どもに中高六年間一貫した教育を受けさせたいというのが最大の理由と思います。ただ、近年の中学受験の過熱に関しては区立中学校や高校受験への漠然とした不安感があることも否めません。その中心的なものが調査書、すなわち内申点への不安です。

都立高校の一般入試は内申点が約三割となっています。この内申点の採点基準への不信が、子どもの実力が入試にしっかりと反映されないのではないかとという保護者の不安につながっています。かねて英数国社理以外の実技科目である音楽・美術・技術家庭・保健体育の四科目の内申点が二倍に換算されることなどへの批判はあり、私が所属する都民ファーストの会も東京都議会において内申点の比率の引下げや、不登校生徒への配慮などを求めてまいりました。そうした入試改革は都政に委ねますが、区としても根拠のない内申点への不安解消に努めていくことは、区内の児童・生徒のよりよい学びにつながると考えます。

保護者の内申点への不安は、自分の子は素直なタイプではないので点数が付きづらいのではないかという思いや、先生の主観によって点数が変わってしまうのではないかといったものがあります。ただ、そもそも内申点は絶対評価になってからかなりの年月が経ちます。本来はクラスメートとの競争ではないわけです。その証拠に、東京都の調査によると文京区の中学生の内申点は他の自治体と比べて高くなっています。例えば二〇二三年末時点の中学校三年生の数学を見ると、調査対象が四十人未満で調査から外れた二校を除く八校のうち七校では内申点五を取った生徒の割合が一五%以上いました。それに対して足立区は三十三校中五校です。いかに文京区の中学生在が優秀で、それが点数に表れているか分かります。

また、各校では生徒に対して定期的に内申点の評価方法について説明をしており、日頃の授業への取組や小テスト、提出物や定期テスト、実技試験などを教科ごとの評価基準に基づいてしているということも伝えていきます。それらの達成率が何%であれば内申点が何になるかということも明らかにしています。

ただし、こうした情報は基本的には区立中学生とその保護者にし
か明らかにされていません。共通の評価基準を前提としつつも、学
校間で教科別にある程度独自性のある評価ポイントを作って点数を
付けているという実情もあります。しかし、外部から見ると文京区に
おける内申点の付け方について分かりやすい資料がないということ
は問題だと考えます。区として各学校が作っている説明資料を一般
公開するお考えはありますか。各学校ごとの資料の公開が難しい
というならば、区として共通する考え方や実情について一般向けの資
料を作って公開するのはどうか。それにより少しでも内申
点への理解が深まり、偏見が是正されるならば、中学受験一本やり
ではない各自のよりよい学びにつながるのではないのでしょうか。区
の考えを教えてください。

さて、ここまで内申点への偏見を正すと言ってきて若干矛盾する
のですが、区立中学校の生徒や保護者からは内申点の取りやすさの
「学校間格差」についての不満が聞かれます。絶対評価ですから、
提出物やテストなどを合わせて達成率が80%なら内申点が四にな
るといふのは共通なのですが、その80%を達成する難易度が学校
によって違うというのです。

具体的には定期テストの難易度の違いです。同じ学年、学期の同
じ科目のテストでも難易度には結構な差があります。質問のリアリ
ティを重視するため、あえて具体名を出しますが、音羽中学
校の場合、距離的には近隣にある豊島区立の中学校や文京区の第一
中学校と英語の定期テストを比較すると、音羽中学校の方が明らか
に難易度が高いという現象が起きています。これは長年、中学生を
指導してきた地元の塾の先生が言うことですから信憑性があります。
また、この件は直近のテストに限らないということをつけ加えてお

きます。他の科目でも音羽中学校の問題は一ひねりあって、やはり
点は取りにくいと聞きます。

確かに、音羽中学校は難関都立高校への進学実績では第六中学校
などと並び区内で五本の指に入ると言われております。それだけ優
秀な生徒が集まり、習熟度別クラスの上位ではかなり難易度の高い
授業が行われています。音羽中学校で頑張れば高校の授業が楽に感
じるという意味で、先生方は「音羽貯金」という表現も使うそうで
す。

ただ、優秀な生徒に合わせようとするためか、テストも難しくし
がち。結果的に学区内に住む普通の子どもが音羽中学校に入学する
と内申点で苦勞するということになってしまいます。「内申点が取
りにくい学校」への不満というのはこの場にいる区議会議員の皆さ
んなら誰もが聞いたことのあるのではないのでしょうか。そんなこと
ないよと言いたいところですけども、現実を見せ付けられるとこ
の思いが揺らいでいきます。幾ら優秀な子が多いいつても、区立中
学校は義務教育ですから「上に合わせる」教育も程々にしないと
けません。高校教育の無償化により私立高校の人氣が高まる中、普
通の子にとって内申点の重要性は増しているのですからなおさらで
す。

先ほど出した例はあくまで一例で、このような学校間格差は他の
中学校にもある可能性があります。区はこのような生徒、保護者の
不満を把握していますか。確かに区は全体として内申点の分布に極
端な差が出ていないかのチェックはしていると思いますが、それは
統計的な分析にとどまるのではないのでしょうか。具体的にテストの
中身までをチェックしてはいらないと思います。実際に明確な格差が
あれば、内申制度への信頼も揺らぎます。こうしたテストの難易度

の違いについて調査していただき、大きな差があるならば是正すべきだと考えますが、区の考えをお聞かせください。

中学校の英語教育についてお聞きします。

小学校で英語が教科となるなど英語教育の早期化が進んでいます。結果的に中学校の英語も大幅に難化しています。従来千二百語程度だった必須単語数は千六百から千八百語となりました。しかも小学校で六百から七百語を学んだ前提です。リスニングやスピーキングといった音声でのコミュニケーションも大幅に強化されてきました。グローバル化が進む中、従来の読み書き中心からコミュニケーション中心の英語へと国の方針は勇ましい限りです。

しかし、実際には国の目指す英語教育と現場のギャップは広がるばかりです。例えば学習指導要領上は、小学校で英文法も最低限のものは学んでから中学校に上がる前提となっています。しかし、現実には小学校の英語は高学年でも週二時間で読み書きも余りなく、「遊びのようなもの」と捉える児童がほとんど。中学校での本格的な英語教育への橋渡しの役割を果たしているとは言いがたい状況です。

中学校のカリキュラムは、その現実を踏まえ、最初からかなり高度な英語教育がスタートします。例えば我が区が採用した光村図書出版の英語教科書「Here We Go!」を見ると、パート1からbe動詞と一般動詞の両方が交った会話文が出てきます。パート3では「できる」の意味のcanを使った文書が出てくるなど一昔前からは信じられないほど進みが速いことに気付きます。また、必ずリスニングやスピーキングのコーナーが設けられているなど読む書く聞く話すの四技能を伸ばすという方針に従った教科書の作りとなっています。反面、文法の説明は最小限となっています。同教科書では八種類の疑問詞の説明が一ページ未満にまとめられて

います。過去形の説明はbe動詞と一般動詞を合わせて一ページです。そもそも百七十ページ以上ある中学校一年生の教科書の中で文法のページは七ページしかありません。聞いたり話したりも大事ですが、文法や単語の習得なくして応用はままなりません。同じ出版社が出している紙の教科書準拠のデジタル教科書もありますが、主にリスニングやスピーキング方面の学習を拡張するものにとどまっています。

こうした状況下で、学生はどのように英語を身に付けていけるのでしょうか。大変不安を感じます。教科書を見ている限りでは体系立った英語の学習が可能なようにはとても見えないからです。高校入試では結局は長文を読みこなせなければ点数は取れないのに、このような学習で大丈夫なのでしょうか。文京区の学生は全体としては優秀ですから、塾なども含めたトータル学習でつじつまを合わせている学生が多いと思います。しかし、普通の学力の子が学校中心の学習をしている限り、何から手を付けていいのか分からず英語に苦手意識を持つてしまうのではないのでしょうか。

こうした国の英語教育の「理想」と「現実」の乖離(かいり)は教育現場からも多くの批判が出ています。教育長は海外勤務もされるなど英語の重要性についてはよく認識されていると存じておりますが、高い理想に対して現実が追い付いていない状況についてどのようにお考えでしょうか。そして、どのような方法を使えば真に英語力を高めていくことができるとお考えでしょうか。

現場の先生方も御苦労されていることと思います。各自が独自に教材を作り、文法学習の不足を補っているという話も聞きます。ただ、それを各先生方に丸投げしてしまっているのか疑問もあります。例えば文法や単語などを中心にした区独自の副教材やワークシート

を作ってみたらどうか。そうすれば各校が授業でも活用できますし、誰でも安価に自学自習を進めることもできます。取組が話題になれば国の英語教育の在り方に一石を投じることもできるかもしれません。これはあるベテランの先生がおっしゃっていたことでもあります。区のお考えをお聞かせください。

小学校の教室不足の問題について伺います。

児童数の増加に伴って、どこ的小学校でも教室不足が深刻化しています。区は特別教室などを普通教室に転換しても間に合わない場合は、苦肉の策として敷地内に校舎を増設する対応を取ってきました。近年では唯一本郷小学校のみが既存の育成室棟を建て替えて階数を増やしたため建坪は変わっていないものの、林町小学校、大塚小学校、駒本小学校、湯島小学校、小日向台町小学校が校庭部分に校舎を増築しました。これによってただでさえ校庭が狭い区立小学校の運動環境が更に悪化してしまっているという問題があります。こうした状況を防ぐためには学校の敷地の拡大を追求していく必要があります。

まず、区として学校の敷地拡大の必要性をどう考えているか教えてください。また、学校の敷地を拡大する場合、街区を越えて、すなわち道路を挟んだ土地を利用可能な場合に学校街区外に拡張することはあり得るのか、その場合には交通状況や建物間の接続状況など、どのような条件が整えば可能になるのか教えてください。

現状では昭和小学校が増築を真剣に検討せざるを得ない状況で、窪町小学校もかなりぎりぎりの水準となってきました。昭和小学校に関しては隣接不動産の取得も検討していると聞いていますが、進捗を教えてください。

さて、どうしたら隣地の取得がスムーズにいくのかについてはこ

れまでも議会から様々な提案があったところかと思えます。価格面で民間に競り負けてしまった事例についても御説明があったところですが、確認ですが、土地の評価額を算出する際にはその土地単独で評価する「正常価格」と、隣接地と一体化して使うことによる価値の増分を考慮した「限定価格」という二つの鑑定評価方法があり、限定価格で鑑定した方が評価額が高くなります。昨年に厚生委員会に報告されたいきいき森川の跡地利用に関しては、隣地の賃借について限定価格を考慮した賃料を設定していました。学校の隣接地についてはどのような考え方で鑑定評価をすべきだとお考えでしょうか。

土地というのは、特にエリアが限られる場合には必要に迫られてから動き出したのでは遅い場面が多々あります。隣接地が売りに出されることはめったにありませんし、一般に売り出されれば競合も出てきます。日頃から区が買い取る意思があるということも隣地所有者に伝えておけば、建物が老朽化した場面などで所有者としても建て替えのほかは区への売却という選択肢も出てくるわけです。区として隣接地の所有者に対して定期的な買収の意思表示をする仕組みをつくるべきだと思えますが、考えを教えてください。

千川通りとその沿道の将来構想について伺います。

千川通りは正式名称が都道補助七十九号線で、シビックセンターの前からJR大塚駅周辺までを結ぶ道路です。国道の春日通りと都道の白山通りという幹線道路に挟まれ、歴史的には中小の印刷・製本工場などが建ち並ぶ場所でした。しかし、近年この地域は大きく変わってきました。工場跡地が次々とマンションに変わり、地域産業の中心であった共同印刷も敷地の大半をマンション用地として長期に賃貸します。二〇二七年には総戸数五百二十二戸という区内で

も有数の大型マンションの入居が始まる予定です。

反面、東京都は昨年九月に、沿道の土地を買収して拡幅するといふ長年の計画を変更し、こんにやく閻魔(えんま)前など一部区間を除いて大塚駅前までの三キロメートル弱の区間を二車線のまま、すなわち現状の幅のまま完成とする都市計画変更を実施しました。交通量の少なから道路幅を広げて四車線にする必要がないと判断したためです。

これは逆に今後の沿道の開発の契機になる可能性もあります。今まで道路の拡幅予定地だった場所は高層で堅固な建物は建てられませんでした。今後はその規制が解除されます。また、道路幅が確定したことにより、むしろ道路の中の構造変更に踏み出しやすくなったとも考えられます。今は歩道と車道の間はパーキングメーターが並ぶ「停車帯」となっていますが、沿線人口の増大を背景に、今後は歩道を広げたり自転車レーンを作ったりということも考えられます。現状では千川通りは都心域にあるにもかかわらず、都の無電柱化の優先整備路線に入っていない。無電柱化の際には変圧器などの地上機器を歩道に置く必要があり、歩道の幅員が全域で二・五メートルあるのが条件になっているためです。歩道を広げれば無電柱化も視野に入ってきます。

ところが、文京区が昨年九月に作った都市マスタープラン二〇二四では千川通り沿線の扱いは非常に地味です。「工場や業務機能が維持され、産業構造の変化やデジタル化への対応など時代に対応した産業基盤を形成」と書かれています。ただ、工場が今後も維持されるというのは願望にすぎません。印刷・製本業の衰退は今後とも変わらないと考えられるからです。むしろよりよい住宅地としてどのように発展させていくかを考えるべきではないでしょうか。また、

現状では店舗など生活利便施設が比較的少ない状況を改善するため都市計画的手法を用いるなど、区ができることも多いと思います。日中に一時間に一、二本しか来ない都営バスのダイヤ改善も多くの区民の願いです。

街づくりに関して地元自治体がしつかりとした将来像を示すことは都のインフラ施策にも大きな影響を与え得るということ。自治体の事例を見ても明らかです。区としてこの地域を発展させるという強い意思を示すべきではないでしょうか。区として都に道路をどのように改良するよう要望していくおつもりがあるか教えてください。また、沿道をどのように発展させることを考えているのか見解を教えてください。

竹早公園と小石川図書館の一体再整備計画について伺います。

昨年一月に中間のまとめが公表されて以降、紆余曲折がありました。テニスコートの規模が維持される結果、図書館や公園としての機能が割を食っているのではないかと懸念が多く、区民に広がり、計画の見直しを求める動きとなりました。区もそれを受け入れて構想を練り直す方針となったことは評価できます。

とはいえ、区としては改めて議論すると言いつつも大枠の考え方を変えるつもりはないように感じます。すなわち図書館と公園の敷地を一体化し、その前提で様々な規制に適合するように三つの機能のバランスを図るといことです。それ自体を丸ごと否定する気はありませんが、抜け落ちていた点もあると思います。

一つ目は、竹早公園は運動公園ではなく街区公園だということ。運動公園は運動を目的とする公園で、目白台運動公園のような例がありますが、規模はかなり大きいのが通例です。竹早公園の場合、現状は全体の四割強がテニスコートになっていますが、これは

過去の経緯から結果的にそうなっているということであって、ゼロベースで考えるならちよつといびつです。運動スペースがあってもいいのですが、テニスコートが区内のこの場所になければいけないという理屈もありません。

都市計画的には竹早公園一帯は第一種文教地区であり、都条例によつて比較的厳しい騒音規制も掛かっています。この点への配慮も改めての検討というなら必要になるかと思えます。図書館の機能拡充の必要性については言うまでもありません。単に本を借りられればいいというのではなく、滞在し様々な気付きを得たり学んだりできる広い空間が必要です。私自身、小学生の頃はこの公園で相当遊んだ記憶があります。園庭のない保育園が多い現状では、未就学児が安心して遊べるスペースも昔以上に求められています。区は必ずしも現状を前提とせず、真に規制や都市計画の理念に適合する公園や図書館を構想するべきだと考えますが、そのおつもりはありますか。方針を教えてください。

竹早テニスコートの需要動向についてもお聞きします。

昨年夏より本人確認が個人個人に徹底されるようになりました。元から利用者は区内に在住・在勤・在学の方に限られていましたが、団体が利用する場合にはそのメンバーまで詳細に本人確認をしませんでした。そのため、従来は資格のない利用者が一定数紛れ込んでいたと考えられます。実際、最近テニスコートを見てみると、利用者がいない時間帯も見受けられるようになりました。本人確認の徹底は利用状況にどのように影響を与えているのか、最新の数値を基に教えてください。

理想を言えば、テニスコートから区内在住・在勤・在学者以外を完全に締め出すのは望ましいことではないと思います。将来的には、

例えば在住・在勤・在学に当てはまらない方には料金設定を高くする代わりに利用を認めるといった案はいかがでしょうか。利用者の属性や料金設定について区が考えていることがあれば教えてください。

竹早公園の再整備に当たり、テニスコートの効率的な利用を前提に需要を見極めるというのは大切なことだと思います。その観点から疑問に思うのは、コートの利用が一コマ二時間、夜間は一コマ三時間と長いことです。実際には一時間の利用で十分と考える利用者も多いと思います。もっと時間を区切って利用できるようにすれば多くの人が利用できるようになると思いますが、この点を変更する考えはありませんか。区の見解を教えてください。

動物愛護政策についてお尋ねします。

東京都では犬猫の殺処分ゼロを目指し様々な取組を進めています。また、それを基礎自治体にも広げようと、地域における動物の相談支援体制整備事業という補助事業を実施しています。これは都民ファーストの会東京都議団も創設に大きく関わったものです。文京区でも二〇二二年度より保健衛生部がこの補助金を活用し、動物愛護団体のメンバーなどが野良猫など飼い主のいない動物を引き取り新たな飼い主に譲渡する際に掛かる不妊・去勢手術やワクチンなどを補助しています。この補助金は当初三年間は都が全額負担、その後は半額負担という仕組みです。

反面、愛護団体からは同補助金の用途を拡大してほしいとの要望も聞かれます。都の補助金は飼い主が高齢などで飼い切れなくなった場合のペットの譲渡に至るまでに掛かった費用も補助できる仕組みですが、文京区は取り入れていません。今後は野良猫よりも飼い切れなくなった猫の問題が増えてくる可能性があります。ただ、区

は野良猫問題のような公衆衛生の問題とは違い、福祉の問題だとし
て補助金の枠組みからは外しています。したがって、その場合は区
はペットを都に引き渡し、そこから新たな飼い主を探すということ
になると思います。動物の「素性」によって、同じ区内に住んでい
た動物でも取扱いや行き先が変わってしまうわけです。

そこでお尋ねします。

区としてはペットをできる限り殺すことなく新たな飼い主に引き
継ぐのはどの主体が担うべき業務と考えていますか。また、区は真
正面から動物愛護の観点で横断的に政策を展開する気はないのでし
ょうか。ペットの譲渡について、都にお任せするのではなく、地産
地消ではありませんが、できる限り区内で引き取り、新たな飼い主
を探す方が望ましいと考えますが、今後の補助金の活用方法も含め
て方針をお聞かせください。

東京大学本郷キャンパスの再開発についてお聞きします。この質
問は唯一、昨年度の私の一般質問から継続しているものです。その
ため、これまでの経緯の説明は省略いたします。

さて、東京大学本郷キャンパスは容積率が未消化であるにもかか
わらず、区が定めた二十二メートルの絶対高さ制限により、研究の
発展に必要な新たな大型ビルの建築に支障が出ています。大学側は
都市計画の変更、具体的には本郷キャンパス全域を対象とした地区
計画の策定を求めて様々な提案をしていますが、いまだ区は受け入
れておりません。東京大学は我が区のみならず日本国にとって極め
て重要な知の拠点であることは論をまたず、区としてはできる限り
その活動を支援すべきだと考えます。大学が高さ制限の緩和を求め
ているのはキャンパスの南端のエリアであり、周囲への日照の問題
はほとんどありません。また、大学は低層の歴史的建造物の保存や、

広場空間の保持も地区計画に盛り込みたい意向であり、決して開発
一辺倒ではありません。

それでもなお、区側が速やかに地区計画策定の手続に入らないの
はなぜでしょうか。区内には他にも多数の大学がありますが、他大
学との均衡への配慮でしょうか。区は東京大学に対して様々な地域
貢献を求めています。そして、それが地区計画を「認めてあげる」
ための条件になっているようにも聞きます。しかし、東京大学では
既に多くの地域住民が散歩したり遊んだりしています。区の公園で
原則禁止されている犬の散歩もできますし、同様に公園ではするこ
とのできない自転車の練習をしている子どももすらいます。区は東京
大学に対してこれ以上何を求めているのか、どのような条件を満た
せば都市計画の変更に向けて前進するのでしょうか。具体的にお答
えください。

最初に申し上げたように、東京大学は我が国の発展にとって極め
て重要な機関であり、文京区だけの内輪の論理で無理難題を押し付
けるべきものではありません。区はこの件を着実に前進させる義務
を負っていると自覚していただくとともに、誠実な答弁を求めます。
以上で私の質問を終わります。

答弁のいかんによつては再質問を留保いたします。

御清聴誠にありがとうございます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 依田議員の御質問にお答えします。

最初に、学校の敷地拡張に関する御質問にお答えします。
まず、学校の隣接地に関する鑑定評価についてのお尋ねですが、

隣接地の取得を検討する場合、既存敷地との一体的使用により不動産価値が向上するか否かは、接道条件の改善等、様々な要因があるため、限定価格については、個々の状況に応じて採用されるものと認識しております。

このため、隣接地の確保に当たっては、不動産鑑定士と情報共有の上、綿密な協議により限定価格の採用の可否を十分確認するとともに、行政需要や地域特性を踏まえた、より適正な価格設定となるよう取り組んでまいります。

次に、土地取得についてのお尋ねですが、学校の隣接地等の必要な土地を取得することは非常に重要であると認識しており、令和七年度より、新たに組織を設置することといたしました。

本組織においては、土地活用の必要性を広く発信し、折衝を含めた土地所有者との信頼関係を構築するとともに、民間団体との情報共有も積極的に行うこととしており、区としての土地取得の意思を示してまいります。

次に、千川通りについての御質問にお答えします。

千川通り沿道は、都市マスタープランの将来都市構造において「生活軸」に位置付けており、また、都市の骨格としては「生活幹線道路」に位置付け、地域の発展につながる重要性を示しております。

今後とも、交通需要や土地利用の動向を踏まえ、道路における歩行空間及び自転車通行空間の整備について、都や関係機関等と機会を捉えて協議してまいります。

また、本地域は、都市マスタープランの土地利用に関する基本方針において、「沿道型複合市街地」及び「工場・住宅共存地」に位置付けております。

工業や業務機能の持続性が維持され、沿道低層部に商業機能が配置された市街地が形成されるよう、都市計画道路の変更による影響を注視しながら、方策を検討してまいります。

次に、竹早公園と小石川図書館に関する御質問にお答えします。

まず、竹早公園・小石川図書館の一体的整備についてのお尋ねですが、昨年一月に基本計画の中間のまとめを公表して以来、多くの御意見を頂き、十月より区民ミーティングを行ってまいりました。

これまでに様々な立場の皆様から頂いた御意見・御要望、課題の中には、更に十分な調査や検証を行った上で、丁寧な説明が必要なものがあると認識しております。

そのため、来月に予定していた区民ミーティングについては一旦見送ることとし、課題等について改めて整理してまいりたいと考えております。

次に、竹早テニスコートの本人確認実施後の利用状況についてのお尋ねですが、昨年十月までは、月平均利用者数が約三千六百人で、稼働率が九五・四%であるのに対し、より厳格な本人確認実施後の十一月以降は、約三千三百六十人、九三・五%となっており、今のところ大きな変化は見受けられません。

引き続き、利用状況等について注視してまいります。

次に、テニスコートの料金設定等についてのお尋ねですが、現時点で、利用者の属性に応じた利用料金の設定や、利用時間を細分化する考えはございませんが、今後も利用者のニーズ把握等に努めてまいります。

次に、動物愛護施策についての御質問にお答えします。

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があり、どうしても飼えなくなった場合でも、新しい

飼い主に引き継ぐ等、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意することが、飼い主の務めであると考えております。

やむを得ない理由で、新たな飼い主に引き継ぐことが難しい場合には、東京都動物愛護相談センター等において飼い主を探すことができます。

区では、防災フェスタ等のイベントの機会を通じて、飼い主自身の不測の事態に備え、あらかじめ飼育協力者を決めて、ペットが引き続き地域で安全に暮らせる環境を準備することの大切さを啓発しているところです。

また、区民の快適な生活環境の保持を目的として、都の補助金を活用し、区内の飼い主のいない猫の去勢・不妊手術助成事業や譲渡事業等を実施しており、今後も、区として必要な事業を実施していくことで、動物愛護施策の効果的な推進に努めてまいります。

最後に、東京大学の地区計画についての御質問にお答えします。

これまで、東京大学では、「場をつくる」という基本理念、そして「キャンパス内の活動を地域に展開していく」、「地域住民の活動をキャンパス内に取り込む」という方向性に基づき、大学周辺地域の住民との意見交換会を複数回行っております。

意見交換会の実施によって、大学の取組について地域住民の理解が深まるとともに、大学側は地域からの要望を受け、住民の声を受け止める窓口の設置等の具体的な取組について、検討を進めており、より幅広い住民を対象とした勉強会等の実施も予定していると聞いております。

そのほか、歴史的建造物や緑地などの資源保全、避難場所としての広場や通路の確保、限られたキャンパス空間を有効利用するため建物高さに関する考え方の導入など、本郷キャンパスにふさわし

い地区計画となるよう検討が進められており、地域住民と大学側の相互理解が深まることで、地区計画策定に向けて前進していくものと認識しております。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、区立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園に関する幾つかの御質問にお答えいたします。

まず、区立幼稚園の学級編制等についてのお尋ねですが、御指摘の条件は、文京区立幼稚園の学級編制等に関する要綱に規定されております。

そのため、条件に該当した場合には、私立幼稚園とも協議の上、要綱に基づき対応を進めてまいります。

なお、未就園児を対象とした園庭開放や、三歳児プレ保育、幼稚園体験等、幼稚園の魅力を積極的に発信しております。

次に、区立幼稚園の認定こども園化の方針についてのお尋ねですが、保育が必要な世帯が増え、幼稚園の入園希望者数は減少傾向にあります。区立幼稚園で幼児教育を受けたいというニーズは、あると認識しており、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることができる認定こども園を整備することが重要と考えております。

既に認定こども園化を決定している六園について、計画を見直す考えはございませんが、認定こども園の開設に当たっては、その時々の特機児童数や在園児数等の状況を総合的に考慮した上で募集

人員を設定してまいります。

また、今後とも、年少人口の動向や、教育・保育ニーズの状況等を注視しつつ、多様化する教育・保育ニーズに対し、適切に対応してまいります。

次に、文京区私立幼稚園連合会との協定についてのお尋ねですが、協定の御指摘の部分は、有効であると認識しております。

現時点では、定員数の縮小に取り組み段階ではないと考えておりますが、今後、区立幼稚園の認定こども園化に当たっては、認定こども園に対する教育・保育ニーズを踏まえ、適切に定員を設定してまいります。

また、文京区立幼稚園の学級編制等に関する要綱に基づく対応を行う場合には、文京区私立幼稚園連合会とも協議しながら検討を進め、公私立の幼稚園の共存を図ってまいります。

次に、調査書点についてのお尋ねですが、都内の高等学校入学者選抜において使われる調査書点については、都教育委員会が作成したパンフレットや資料等を生徒と保護者に配付するとともに公開しております。

また、区立中学校では、生徒及び保護者に対し、進路説明会を開催し、調査書点を含む学習評価について丁寧に説明しております。そのため、新たに区として一律の資料を作成する予定はございません。

次に、定期考査の内容の違いについてのお尋ねですが、学習指導要領に示された目標を達成するための年間指導計画や単元計画に各学校の特色があり、定期考査の内容には違いがあります。このことについては課題として捉えておりません。

また、学習内容や学習評価・評定、定期考査に関する保護者から

の問合せに関しては、各学校において丁寧に説明しています。生徒・保護者、地域を含めた学校関係者の御意見は、公開授業後のアンケートや学校関係者評価等から把握しております。

次に、中学校英語教育についてのお尋ねですが、学習指導要領では、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の四技能の総合的な指導を通して、これらを活用できるコミュニケーション能力を育むことが重要とされております。

本区においては、外国人英語指導員の長時間配置により、生徒が実際に英語を使う機会を増やすとともに、実用英語技能検定受検料の補助等を通して、学習意欲と英語力の向上に努めております。

また、副教材やワークシートについては、区で一律に作成するのはなく、各学校が生徒の実態や習熟度に合わせて選択・作成しております。

今後も児童・生徒の学習意欲と英語力の向上に努め、グローバル社会で必要とされる能力の育成を図ってまいります。

最後に、学校敷地の確保についてのお尋ねですが、区では、学校敷地の拡大も含め、中長期的な視点から有効活用が可能と判断できる土地等があるときには、土地の取得や定期借地制度を活用した貸付け等について検討することとしております。

また、音羽中学校の校庭や、区道を挟んで特別教室棟のある文林中学校のように、教育上及び安全上支障がない場合には、道路を挟んだ場所に学校施設を設置しております。

なお、昭和小学校については、近隣の土地や建物の活用も含め、必要とされる教室の確保に向けて適切に対応してまいります。

〔依田翼議員「議長、六番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行）

六番依田翼議員。

○依田翼議員 再質問をお願いいたします。

○議長(白石英行) ちよっとお待ちください。

再質問の場合には、こちらの方に登壇していただきますので。まだ認めていません。きちんとやってください。

○依田翼議員 事前に聞いたところでは、再質問のときには何の項目について再質問するかというのを述べるとなっているので、今、それを述べようとしたのですが。

○議長(白石英行) 「再質問いたします」と、今、あなたはおっしゃいました。

○依田翼議員 再質問をお願いします。申し訳ない。

○議長(白石英行) 何についてですか。

○依田翼議員 質問の二項目めの幼稚園についてと、二項目めの内申点についてです。

○議長(白石英行) について答弁漏れがある。

○依田翼議員 はい。

○議長(白石英行) 依田議員の再質問を認めます。登壇して、事前に通告した内容を逸脱しない範囲で、簡潔に御説明を下さい。

〔依田翼議員登壇〕

○依田翼議員 すみません。ここからゆっくりやらせていただきます。それでは、教育分野で二項目に絞って再質問をさせていただきます。

まず、幼稚園問題についてです。私は、要綱に指定されている四園について、実際にクラス編制をしない事態に陥る「可能性」について区はどのように認識しているかを聞きました。この点については答弁がなされていませんので、お答えを願います。

それから、「区立幼稚園で幼児教育を受けたいというニーズは、

ある」と述べられましたが、私は一貫して区立と私立の幼稚園を合わせての需要と供給の話をしております。幼稚園全体のニーズではなく、「区立幼稚園のニーズがある」というのはどのような理由に基づくものなのか、私立園と比べた区立幼稚園の良さというのは何なのかというのを教えてください。

それから、内申点についてです。私が質問しているのは、区立中学生本人や保護者「以外」に対して内申点の仕組みを分かりやすく説明する必要があるのではないかとということです。答弁を聞く限り質問の意図がちゃんと伝わっているのか不安に思います。その前に、まず各学校の説明資料を外に出さないことについて区の考えが示されておりません。答弁が漏れておりますので、その点を御答弁ください。

それから、「東京都教育委員会が作成したパンフレットや資料が公開されている」ということでした。私もそれを調べてみましたけれども、そういったものは見当たりませんでした。確かに都立高校の入試に関する資料は豊富で、その中に内申点がどのように用いられているかについては詳細に記載されております。しかし、どのように内申点が付けられているのかということについては適切な資料がないように思います。教育委員会はどのような資料を参照されてこのように答弁されたのか、答弁の根拠となった資料の名前を教えてください。

それから最後に、学校ごとのテストの中身の違いについては課題として捉えていないと答弁されました。他方で生徒や保護者等からの意見は把握していると述べられました。これはテストの難易度について意見が上がってきていないから課題とならないということなのか、上がってきているけれども各学校の自主性に任せているため

課題とならないという意味なのか。どちらの意味なのか教えていただきたいと思えます。

以上です。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 答弁漏れについてだけ、教育長から御回答を頂きたいと思えます。その他の考えについては、結構です。

丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 依田議員の再質問にお答えいたします。

まず、御指摘の条件に関する認識についてですが、該当した場合には私立幼稚園とも協議の上、要綱に基づき対応を進めてまいります。幼稚園の入園希望者数は減少傾向にありますが、区立幼稚園で幼児教育を受けたいというニーズはあると認識しております。

○議長（白石英行） 依田議員に申し上げます。

依田議員は、二回質問を行っておりますので、会議規則第四十八条の規定により、発言はできません。

これにて一般質問を終了いたします。

議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後二時五十五分再開

○議長（白石英行） これより会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔豪一議員「議長、十一番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 十一番豪一議員。

〔豪一議員登壇〕

○豪一議員 「安心・安全で住んでみたい、住み続けたい」まち。皆さん御存じの文京区が掲げている区の在り方です。

安心・安全は「防犯、防災のほか、バリアフリーやユニバーサルな視点での配慮」、まちづくりや行政機関や地域、人とのつながりを指し、「住んでみたい」は憧れ、「憧れ」に求めるものは様々で、衣食住の生活環境や住居利便性や文化、教育の質やコミュニティ、スポーツ、景観、交通の利便性等の環境と多様なニーズの充実が、「住み続けたい」まちづくりや人間関係につながるものと理解しています。

区の掲げるこれらから幾つか抜粋し、気になることを私、自由民主党、豪一が質問してまいります。

まずは、防災について。

区の防災対策は日々進化しています。私も防災士として防災課に多くのアドバイスを頂いております。地域防災力向上のための助成金は地域の防災士育成の機会を醸成し防災士主導で防災訓練等を行うことの推進に大いに役立つことを評価しています。

しかし、同時に新たな課題も浮上しているのが現状です。

区の防災対策の取組には、以下のようなものが挙げられます。

発災時の災害本部の立ち上げと連携訓練。ハザードマップの作成と情報提供・防災施設の整備・情報通信技術の活用・地域住民の防災意識向上等。

区は数年前に区内の多様なハザードマップを区内全戸に配布、区内に区内の様々な起こり得る災害時の警笛箇所の周知に努めました。この取組には区のリサーチと全戸配布という積極的なアクションに感謝しております。

さて、昨年十一月末の小石川マンション火災では、残念ながら鎮

火に八時間半という時間が掛かってしまい、貴い命が奪われました。細街路での消火活動では、被災地のみならず、延焼の危険性や消火活動をする消防士や区民で多く構成されている消防団にも被害が及ぶ可能性があります。

細街路が多い地域のリサーチと対策は入念にするべきと考えます。細街路の対策としては、東京都の事業として大塚五、六丁目不燃化特区事業が平成二十七年より行われ、一定の金額を助成することで、数は多いとは言えないものの、建て替えの促進につながっていると見られます。

文京区の行政だからこそ見える、細街路、四十二条二項道路から、区が指定した位置指定道路等の私道に至るまで、道路使用状況の現況は把握している必要があると考えます。区民や消火活動をする方々の命を守るためにも、特に区が把握する木造密集地域「木密」に関しては現況を把握するためのリサーチをし、災害時の対応ができるものなのか、検討し、そのゾーニングと対応のマネジメントをするべきであると考えますが、区の見解を伺います。

また、特に「木密」と言われるゾーニングをする地域では、生活される住民に対し、しっかりと警笛を鳴らすことと、防災対策が不可欠であると考えます。住民に危機感があり、日頃から防災対策に関する取組がある地域とそうでない地域にも温度差があるように見受けられますが、区の見解を伺います。

また、国や都の事業に限らず、今後すぐにでも検討し、区独自の予算を計上し、「木密」地域の二項道路の住宅では、基礎や柱を残し、本来、最低幅員四メートルにするべき道路の拡幅をしないでリフォームすることは、現在、合法であっても消火活動ができず、貴い人の命が守れない可能性が高くなります。先ほども述べた二次災

害に広がる可能性があります。四月の建築基準法改正を踏まえ、区の取組の強化に期待いたします。

例えば、「木密」解消の重点エリアを区独自で定め、そのエリアではリフォーム時の区の所管を定め、当該住民と協議し、拡幅をお願いし、助成金として百万円を支払う。大塚五、六丁目の不燃化特区の毎年の実績を参考にすると多くてもせいぜい年間十から二十軒程度、有り難いことにもし年百軒拡幅することになってその予算は一億円です。間口二軒半の小規模住宅が百軒拡幅すると距離にして四百五十メートルが拡幅することになります。この事業を十年継続すれば、それこそ距離にして両側で二キロメートル以上が拡幅することになります。いかがでしょうか。区の見解を伺います。

「木密」をイメージするのは特に下町地域等ですが、下町らしい景観は拡幅しても、意匠等ちよつとした工夫によりふさわしい景観に置き換えることが可能です。是非貴い命を一人でも多く守るために区の積極財政に期待いたします。

昨年年初の能登半島地震では区の迅速な決断で職員及び物資の支援ができたことを評価いたします。復興に欠かせない物資の運搬を妨げる、交通インフラの一日も早い回復を祈るところです。区長は昨年、能登での経験を自ら広告塔として発信し、トイレの重要性に至るところで話されました。防災課の職員の皆様も同様に周知されてきました。未曾有の災害時、備えておくべき物資など、つい先日締切りを迎えた「そなえて安心B.O.O.K」の最終的な申込率はどれぐらいだったのでしょうか。お聞かせください。こちらの事業だけでは備蓄品として十分ではございません。自ら備える重要性を伝えることができたと感じています。

この度の「そなえて安心B.O.O.K」には、災害時の情報等有り難

く同書されておりましたが、各自どれぐらいの量を備蓄するべきか、災害時の連絡の方法や避難勧告や指示のレベル、災害時の対処の方法、災害時の支援や制度等、今後既存のホームページや文京防災SNS以外にも更に踏み込んで区民への周知をすべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、防災施設の設備についてですが、災害発生時に住民の生命・身体を守るために必要な施設です。

避難所（学校や体育館）三十三施設・防災倉庫（災害援助物資を備蓄）・ヘリポート施設・緊急給水施設（災害発生時に住民に給水）・発電設備（災害停電時に備えて、電力を供給）、防災施設の整備は、災害リスクを軽減し、被災者の生活を支援するために重要ですが、区の施設は老朽化し、更新期を迎えているものが多く見受けられます。区の防災施設は大丈夫でしょうか。伺います。

施設が大丈夫でも備蓄倉庫が狭く避難想定人口に対し、備蓄倉庫内の物資が足りない施設はないでしょうか。どのようにチェックし、どのように対策をするのか伺います。

次に、災害情報通信技術の活用についてです。

区では、従来の防災無線や防災メールに加え、アプリやSNS、ウェブサイトなどを積極的に活用し、より迅速かつ広範囲な情報伝達を実現しています。

具体的には、緊急情報や避難指示を住民のスマートフォンにプッシュ通知したり、災害時の避難所情報や安否確認機能を提供したりするアプリが開発されています。

さらに、ドローンやAIなどの先端技術を活用した取組を実施する自治体も増えており、今後も更に広まっていくでしょう。区内でも湯島エリアでは防災訓練にドローンを活用していると伺いました。

ドローンは、災害状況の迅速な調査や被災者への物資輸送などに活用され、AIは、大量の災害データを分析し、より効率的な防災対策の立案に役立てられています。

ICTの活用は、迅速な情報伝達と被災者支援の強化の二つの重要な課題の解決に役立てられています。

区での防災ICTの現況と今後の取組について伺います。

防災の最後の質問は災害時の情報格差の解消についてです。

防災対策において、情報格差の解消は最重要課題の一つです。特に、注目すべき人は高齢者、障害者、外国人居住者などと考えます。

これらの方々は、災害時に特有の困難に直面する可能性が高くなります。

具体的に、以下のような問題が発生するおそれがあります。

災害情報の入手遅延、避難指示の正確な理解困難、避難所への経路把握の困難、緊急時の援助要請の難しさです。

例えば、聴覚障害者は防災無線の音声情報を受け取れず、視覚障害者は避難経路の視覚的情報把握に苦労します。

また、外国人居住者は言語の壁により重要な通知を見逃す可能性があります。

この課題解決には、自治体、民間事業者、地域住民の連携が不可欠です。

多様なニーズに対応した情報提供方法の開発や、地域コミュニティの防災力強化が求められます。具体的な取組としては、多言語対応の防災アプリ開発や、視覚障害者向けの点字・音声ガイド付きハザードマップの作成などが考えられます。

情報格差の解消に向けた継続的な取組により、誰もが安心して暮

らせる地域社会の実現に近付けられます。区は全ての住民がひとしく情報にアクセスできる環境づくりを進めていく必要がありますが、区の現在の状況はいかがでしょうか。伺います。

また、ペット同行避難者の情報に関して、国土交通省のガイドラインでは避難所にペット同行避難が許可されるようですが、区の避難所ではペットの避難ルール、ペットの居場所や配置が定まっていないように見受けられます。ペットを飼う飼い主にとっては切実な問題です。区はどのように対策をしていますか。お答えください。また、今後どのように取り組むかお聞かせください。

災害を最小限に抑えるインフラ整備、耐震化、道路拡幅、無電柱化、土砂災害予防、治水対策等のインフラ整備が遅れないようよろしくお願い申し上げます。

区の防災のインフラ整備促進に関する意気込みを伺って、災害について質問を終わります。

私も防災士として他自治体の防災訓練を研究し、一人でも多くの区民が関心を持ち、参加していただけるような訓練を提案していきたいと思えます。

次に、更新期を迎えたマンション（区分所有建物）の建て替えについて伺います。

一月二十日の日本経済新聞の記事にもありましたが、近年は築年数が重なった建物が増えたほか、シニア層の住民が多いというマンションの「高齢化」が課題となっています。建て替えを進めようとしても資材価格や人件費の高騰などで費用負担が増大し、住民間の合意形成が難しくなっていると。

容積率の上限一杯まで使って建てたマンションが増加していることも、調整が難航する要因となっています。隣接地を活用して建物

を大きくし、部屋数を増やせば、売却収入によって建て替えコストを抑えることができます。国土交通省は二〇二五年の通常国会に関連法案を提出する方針となっています。

戦後の高度成長期を中心に、政府は郊外の集合住宅の建設を後押しして人口増の需要に応えてきました。人口減少時代に入り、公共交通や病院が整う都市部のマンションの新陳代謝を重視する政策に改めるといふことです。耐震強度の引上げは、自然災害時の安全性向上にもつながります。

マンションは建て替えの際に、区分所有権を持つ既存の住人で組合を作りますが、現行法では外部の住民の区分所有権を付与することができない。隣接地を取り込んで用地を広げる場合でも、隣接住民らには所得価格に相当する補償金を支払うことしかできないのです。

補助金が入っても、新たな住まいを探さなければならぬケースがあり、同意を得にくいといった問題があります。マンション建て替え円滑化法を改正し、隣接地の所有権の協力を得やすい環境整備につなげるということです。

二〇二三年末時点でマンションは国内におよそ七百万戸分が立地します。耐用年数を迎えるなどして建て替えを完了できたのは、二〇二四年四月までに二万四千戸程度となっています。

マンションの建て替えでは法務省が、住民間での合意形成を後押しする区分所有法の改正を検討しています。現在の建て替えの決議に全区分所有者の五分の四以上の賛成が必要で、ハードルが高いのですが、これを四分の三以上にする改正も視野に検討されています。

文京区は既にマンション開発ブームは終わっていますが、更新期を迎えている築三十五年以上のマンション（区分所有建物）はどれ

ぐらいありますでしょうか。伺います。

区内のマンション(区分所有建物)は商業系地域に多く、隣地もマンションが並びスカイラインがそろっているようです。人の身長はせいぜい二メートルですから、幅三メートルの歩道に三十メートルから四十五メートルのマンションの壁があれば視界に青空は車道上ぐらいにしか見ることはできません。そんなスカイラインを良くれとするのはナンセンスで、五十年後、百年後の文京区が心配になります。

現在、区では、平成二十六年に都市計画決定した「絶対高さを定める高度地区の指定」が足かせとなり、更新期を迎えたマンションの建て替えができないことに危機感を持っています。これは専門的な建築基準法等の知識も必要のため、議員勉強会を改めて開催したいと考えておりますが、このいわゆる高さ制限の建て替え措置でいう、一度だけ同条件での建て替えが可能だけでは、昨今の不動産資産価値の上昇と、建築費の高騰により、建て替えの促進はできず、スラム化していく文京区が想像されます。

特に総合設計制度については、東京都では公開空地を設けることにより、その分容積を上にごさの一・五倍まで引き伸ばせていたものを、文京区では面積に応じて一・〇倍から一・五倍に制限したことで、この高さ制限都市計画決定前の十年での総合設計制度活用件数七件に対し、都市計画決定後の十年ではたった三件と激減しており、しかも全て自社用地での開発です。すなわち民間の投資はゼロ件ということですが、これでは文京区が抱える細街路の区画整理等街区の美化どころか更新期を迎えたマンションの建て替え促進にならないということは、防災面、経済面、区民人口層の新陳代謝にもならないと考えますが、区の見解を伺います。

地区計画等一定の地域での住民合意を経た上で変更は可能ですが、そんなことをしていたら十年も二十年もまちづくりは遅れます。この都市計画決定から十年が経過した今、この都市計画を検証すべきワークショップを開催すべきと考えますが、区の見解を伺います。

そもそもこの都市計画は決定のプロセスに問題があると考えています。

二〇〇〇年の都市計画法改正では三つ、一、市街地縁辺部の土地利用規制の合理化、二、既存市街地内の土地利用規制の合理化、三、都市計画決定手続の合理化により、市町村が条例で手続を定めれば、住民等が地区計画の案の策定を申し出ることが可能となりました。

二〇〇〇年の改正では、特別区にも都市計画審議会を設置することが認められ、この改正により、以下のような根拠が明確となりました。

住民参加の強化が図られ、審議会を通じて地域住民の意見や要望を計画に反映させることが可能となり、住民参加が促進されました。また、計画の透明性の向上が期待され、審議会の設置により計画の策定過程が透明になり、地域の合意形成が容易になることが見込まれたのです。専門的な意見の集約も可能となり、審議会には専門家や地域の代表者が参加し、計画案に対する専門的な意見が集約されるようになったのです。特別区はそれぞれ異なる地域特性や課題を抱えているため、都市計画審議会の設置により特別区ごとの特性を考慮した都市計画の策定が可能となり、地域に根差した計画が推進されることが期待されたのです。

他区を見ると、新宿区や練馬区の高さ制限の都市計画決定の手続では、都市計画審議会の構成員として町会や商店街、必要なステークホルダーが委員として構成され、さらにワークショップやパブリ

ックコメント等を考慮した上で、都市計画決定されています。文京区においては、大分遅れて昨年、都市計画審議会の構成メンバーに地域や関係職種等ステークホルダーが委員構成されました。この今の構成委員が十年前ならば高さ制限は都市計画決定されていないものだと考えられます。当時の文京区は行政主導の下、学識者をキャビネットに議員と関係官公庁、公募区民三名で構成されていました。

葛飾区ではバランスの取れた委員構成により高さ制限に対し、審議会より提言書が提出され、高さ制限は廃案になっています。

こういった経緯を御理解いただき、この都市計画決定のリスクを勉強し、将来も健全に大切な区民の資産が流動する文京区であってほしいと願うところです。

都市計画審議会の委員構成が二十三区で文京区だけが区民の諸団体を取り入れず、都市計画法制定から二十四年遅れた理由をお聞かせください。

また、これは都市計画審議会だけではなく、教育委員会や他の審議会や協議会、委員会に言えることですが、キャビネットや委員の任期はあっても再任を妨げなく、中には十年以上続く方もいらっしゃいます。それを批判するものではございませんが、なぜ区が長きにわたり同じ方に依頼するのか、理由をお聞かせください。

皆さん御存じのとおり、文京区は多くの大学、学識の方がいらっしゃいます。文京区の誇りとも言えます。任期は短く、たくさんの学識の方々の知見を学びたいと考えますが、区長の意見を伺います。新宿区も練馬区でも審議会のキャビネットは再選を妨げないものの、癒着等の予防のため、四年をめどにお声掛けをしているそうです。

更新期を迎えた中高層建築物について、国土交通省はマンション

を建て替える際に、隣接する民家や駐車場などに用地を広げて建物を大きくできる取組を後押しするようです。隣接地の所有者に建て替え後のマンションの区分所有権を付与できるよう法改正する予定です。人口減に直面する中、新規開発に頼る手法ではなく、既存の都市機能を刷新する住宅政策を進めるようです。文京区において、それは正に総合設計制度の活用がそれに当たり、公開空地でイベントが行われ、普段はそよ風に当たりひなたぼっこし、空が見える文京区を私は想像するのです。

次に、区内に増える外国人について質問します。

外国人厚生労働省の最新の調査（去年十月末時点）によりますと、国内の外国人労働者数が二百三十万二千五百八十七人となり、過去最多を更新したことが分かりました。前年比で二十五万三千九百十人増加したということです。

区内でも外国人の家族の増加には目を見張るところがございます。私の私見ですが、区内小学校在学外国人の日本語学習に税金を使うことには反対です。

我々が外国に留学する際、語学は自分で身に付けます。区内経済発展のためにも日本語指導の業者をあつせんするに注力いただき、それに割く区の予算は最低限であるべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、シビックセンター二十五階の活用とふるさと歴史館について伺います。

二十五階をふるさと歴史館プラス憩いの有料カフェにしたい。スペース的に展示物が半分になっても、小まめに展示を替え、区役所に区に名残のある博物館と景観を楽しむ展望デッキ、そして軽飲食カフェを用意し、来庁客増強、収入強化をしてください。

そして、真砂町のふるさと歴史館の立地の良さと施設はフルに収入源として活用をしてください。企業のスタートアップや賃貸して年間三千万円の収入を査定できます。有効活用してください。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 豪一議員の御質問にお答えします。

最初に、防災に関する御質問にお答えします。

まず、木造密集地域の現況把握と災害対応についてのお尋ねですが、木造住宅密集地域の調査は、都が防災都市づくり推進計画を策定する際などに行っており、区は、この調査結果に基づき、延焼の危険性等を把握しております。

特に危険性が高い大塚五・六丁目は重点整備地域に位置付けられていることから、不燃化特区事業を行っており、そのほか、地域危険度の高いエリアでは、戸別訪問等を含む耐震改修促進事業などの取組を進めているところです。

次に、木造住宅密集地域における住民の防災対策についてのお尋ねですが、地域の実情や災害のリスク、住民の置かれた環境の違いにより、災害対策に対する意識には差があり、木造住宅密集地域の住民の意識向上は、重要な課題と考えております。

住民の意識啓発のための不燃化特区セミナーの開催のほか、不燃化や耐震化が必要な建物の所有者への戸別訪問などに取り組むことにより、地域住民の意識向上に努めてまいります。

次に、木造住宅密集地域におけるリフォーム工事に係る道路拡幅

に向けた助成等についてのお尋ねですが、都は、来年度末を目標に防災都市づくり推進計画の改定を進めているところです。区としては、都と連携しながら、地域の特性を考慮しつつ、リフォーム工事等においても、細街路の拡幅につながるよう、助成も含めて効果的な取組を検討してまいります。

次に、「文の京そなえて安心BOOK」の申込率についてのお尋ねですが、区では、首都直下地震などの大規模災害の発生に備え、改めて、区民一人一人の防災リテラシーの向上とともに、在宅避難の推進や地域防災力の向上を図るため、緊急防災対策事業を実施しております。

防災用品配付事業では、「文の京そなえて安心BOOK」を全戸配付し、九万三千を超える世帯から防災用品の申込みを頂き、申込率は約七二%となっております。

次に、区民に対する防災リテラシーの向上についてのお尋ねですが、「文の京そなえて安心BOOK」は、区民が身の回りの災害リスクを正しく理解し、身近に迫る災害に備えていただくため、地震や水害等のハザードのほか、在宅避難の重要性やマンションの防災対策等、重要な情報を掲載しております。同封したアンケートの結果では、本事業により、在宅避難についての認識度向上が見られるなど、大きな成果が得られたものと考えております。

今後とも、区民に対し、区内のハザードリスクや家庭での備え等について分かりやすくお伝えし、効果的な防災対策に取り組めるよう、防災ガイドを全面リニューアルするなどにより、防災リテラシーの向上に努めてまいります。

次に、避難所などの防災施設についてのお尋ねですが、防災上重要な施設や設備については、建物等を所管する各主体が、適切な維

持管理に努めることが必要であると認識しております。

避難所となる小・中学校等の区有施設については、既に耐震性を有しており、定期的な点検等による必要かつ適切な対策を行うことで、建物の安全性を確保しておりますが、進行する施設の老朽化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な見直しを持って大規模改修や更新を計画的に行ってまいります。

次に、備蓄倉庫内の物資についてのお尋ねですが、区では、都と連携し、発災後三日分の物資を確保しており、避難所や拠点となる備蓄倉庫に分散備蓄しております。

また、災害用備蓄品を適切に管理するため、備蓄倉庫の棚卸しを定期的に実施し、良好な保管環境の維持に取り組んでおります。

今後とも、全ての避難者が可能な限り日常生活を送ることができるよう、必要とされる備蓄物資の充実に取り組んでまいります。

次に、防災対策におけるICTの活用についてのお尋ねですが、本区の災害情報システムでは、気象情報や鉄道情報等のデータ連携のほか、SNSで発信された情報もAIの解析等を行った上で収集しております。

また、都が提供する帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、スマートフォンの位置情報から地域における避難者の滞留状況をリアルタイムで把握するなど、ICTを活用した災害関係情報の収集に取り組んでおります。

さらに、衛星通信機器による通信環境の整備や、ドローンを活用した情報収集態勢等について検討を進めているところ です。

今後も、都や民間事業者等と連携しながら、災害対策に有効なICTを活用し、災害対応業務の最適化に取り組んでまいります。

次に、災害時の情報格差の解消についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、災害時に全ての方がひとしく情報にアクセスできる環境を整備することは重要な課題であると認識しております。

区では、防災地図や各種ハザードマップの多言語版を作成するとともに、防災アプリにおいても、防災行政無線の内容を表示する機能やプッシュ通知の自動音声読み上げ機能を整備しております。また、各避難所に、外国語や手話の通訳機能が付いたタブレット端末を配備するなど、全ての区民が必要な情報を取得できるよう取り組んでおります。

今後も、民間事業者や地域住民等の協力を得ながら、きめ細かな情報発信ができるよう、環境整備に努めてまいります。

次に、ペットの同行避難についてのお尋ねですが、本区では、災害時における避難所へのペットの同行避難を想定し、各避難所にペットサークル等を備蓄するとともに、避難所の環境に応じて、避難所内や近接した場所にペットの飼育場所を確保する計画としており、避難所総合訓練においても、ペットの飼育場所を決める図上訓練等を実施しているところです。

また、ホームページ等において、ペットの同行避難について周知するとともに、避難所での生活も想定した日頃からのしつけについて啓発に取り組んでおります。

ペットの同行避難については、それぞれのペットの状況に即した環境整備や飼い主の理解促進等、多くの課題があるため、今後、避難所運営ガイドラインを見直す中で、避難所でのルールを改めて整理してまいります。

次に、防災のインフラ整備についてのお尋ねですが、区では、これまで災害時の被害を最小限にするため、区民等との協働により、

建築物の耐震化・不燃化や、細街路拡幅整備、崖等の整備などに取組み組んでまいりました。

また、都が実施する河川や下水道の改修など、治水の中心となる施設の整備とともに、区としても、雨水流出抑制施設の設定やグリーンインフラの活用等により、浸水のリスク対策を進めております。引き続き、これらの整備を進め、燃えない・壊れない、土砂災害・風水害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、都市計画に関する御質問にお答えします。

まず、更新期を迎えたマンションについてのお尋ねですが、令和四年度に実施したマンション実態調査では、区内のマンション総数一千三百九十八棟のうち、築三十五年以上のマンションは五百二十九棟あり、全体の三七・八%を占めています。

更新期を迎えたマンションの建て替えを促進するには、区分所有者の合意形成が必要であることから、一定程度時間が掛かるものと認識しております。

そのため、個々のマンションごとの課題解決に対して、マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成等により、マンションの長寿命化や再生に向けた取組を支援しているところです。

議員御指摘の、防火性や経済性などの視点を踏まえ、マンション管理適正化への誘導に努めるとともに、将来のマンション建て替え等による再生支援に取り組んでまいります。

次に、都市計画を検証するワークショップの開催についてのお尋ねですが、絶対高さ制限は、良好な街並み景観と秩序ある市街地形成、良好な住環境の保全や近隣紛争の防止に有効であることから、昨年見直しを行った都市マスタープランでも継続したところから、

長期的な視点で状況を注視し、見直しの必要性が生じた際には、

地区計画や御指摘のワークショップなども含め、適切に対応してまいります。

次に、都市計画審議会の委員構成に関してのお尋ねですが、昭和五十年三月に文京区都市計画審議会条例が制定されて以降、委員構成の見直しについては、昭和五十二年、平成十二年、直近では、令和五年に実施しており、同年十月より、審議会委員の構成員として区内関係団体の推薦を受けた区民を追加しております。

この間、委員構成の見直しに当たっては、適時適切に都市計画審議会にて意見を伺い、条例を改正してきたことから、二十四年遅れたという認識はございません。

次に、審議会等の委員の再任についてのお尋ねですが、審議会や協議会等の委員については、それぞれの条例や要綱等に基づいて決定しており、結果的に長期にわたって委員として関わっていたことはあると考えております。

議員御指摘のとおり、行政課題の解決には、様々な知見を得ることが重要であるとともに、中長期的な視点や、これまでの検討経過も踏まえた審議等も必要であると考えており、それらを総合的に勘案し、区民委員等も含めた様々な方の意見が頂けるよう、各審議会等が組織されているものと認識しております。

区では、審議会等のほかにも、区民参画の手続に関する指針に基づき、多様な手続を組み合わせることににより、幅広い意見聴取に努めているところです。

今後とも、様々な立場の方から御意見を頂き、区政運営に生かしてまいります。

最後に、シビックセンター二十五階の活用とふるさと歴史館についての御質問にお答えします。

シビックセンター二十五階の旧レストランススペースについては、飲食も可能な区民会議室としての活用に当たって、活用方法や付帯設備について区民アンケートを実施しており、イベントや自主学习、子どもが憩える場など、その時々には様々な世代の方々が多目的に利用できる空間となるよう整備してまいります。

歴史資料展示については、温度・湿度等の要件を満たす必要があることから、二十五階への移転は困難と考えております。

こうしたことから、現状においてふるさと歴史館の移転は考えておりません。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

日本語学習支援についてのお尋ねですが、令和五年六月に閣議決定された教育振興基本計画では、外国につながる子どもの国内の学校への円滑な適応を図るため、日本語指導の充実等を進めるとされております。

日本語学習支援は、日本語指導が必要な児童・生徒の学校生活を円滑にするだけでなく、全ての児童・生徒が学習に専念できる環境につながることから不可欠と考えております。そのため本区では、日本語が十分に理解できない児童・生徒に対し、日本語指導協力員を派遣し、学習補助等により学校生活への適応を支援しております。今後も全ての児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう、日本語指導の充実、国際理解教育などを進めてまいります。

○議長（白石英行） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時三十七分休憩

午後三時五十分再開

○議長（白石英行） これより会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔石沢のりゆき議員「議長、八番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 八番石沢のりゆき議員。

〔石沢のりゆき議員登壇〕

○石沢のりゆき議員 二〇二五年二月定例議会に当たり、日本共産党文京区議会議員団を代表して、私、石沢のりゆきが、区長、教育長に質問いたします。

区の来年度予算に関し質問します。

新年、私も地域を訪問しましたが、非正規で働く子育て中のお父さんからは「野菜が高くて食べられない」、子ども食堂を利用するシングルマザーからは「お米が高くて買えない」、高齢者からは「食材が高くてメニューが決まらない」、根津のある米屋では「米の仕入れ値が三倍になっている」などの切実な声を聞きました。

スーパーマーケットではキャベツが一玉五百円超え、鍋に欠かせない白菜はワンカット二百円超え。肉も卵も光熱費も値上がりで支出は増える一方です。実質賃金はこの三十年で年収七十四万円も下がり、物価高に負けない賃上げなど望むべくもない状況です。

区長は所信表明で「物価上昇の影響等に十分注意する必要があります」としていますが、注意だけでなく、私が示したように区民の暮らしが深刻な状況にあるという認識を持ち、区の潤沢な財政を、物価高騰で悲鳴を上げる区民の暮らしを支えるために使うという方針を打ち立て、更なる補正予算が必要ではありませんか。伺います。

住民税非課税世帯に加え住民税均等割のみ課税世帯に対し三万円を給付しますが、これでは足りません。年収三百万円未満の世帯に対し区独自の物価高騰対策の給付金を実施するべきです。さらに、高過ぎる国民健康保険料は抜本的に値下げし、子どもの均等割は廃止するべきです。伺います。

水道料金未納による給水停止となった世帯も急増しています。福手ゆう子都議会議員が明らかにしたところでは、文京区と台東区における給水停止件数は、二〇二三年度は四千九百八十四件で二〇二一年の二倍超に膨れ上がり、このうち半分程度が文京区での給水停止件数と見られます。給水停止が急増している原因を究明し対策をすべきです。伺います。

区の財政状況についてですが、二〇二四年度の特別区税は二月補正予算で十四億円増え四百九億円、特別区交付金は四十一億円増え二百七十一億円となりましたが、この到達は過去何番目の規模なのか、更なる増収の見込みがあるか伺います。これら特別区税、特別区交付金の当初予算からの増加額は五十五億円で、基金繰入抑制額三十一億円と合わせると八十六億円規模で、新たに区民の暮らしを支える施策に使うべきです。

なお、二〇二四年度の決算剰余金の見込額もお示しください。併せて伺います。

二〇二五年度は、歳入で特別区税を四百三十四億円、特別区交付金を二百七十七億円見込み、一般会計は一千四百七十億円ですが、二〇二四年度の二月補正予算後の一千四百十八億円からは三%程度の増でほぼ同水準です。二〇二四年度の一般会計規模は当初予算と二月補正予算後を比較すると二%増、同様に二〇二三年度は一%増です。二〇二五年度も更に増える見込みはあるのですか。伺

います。

二〇二五年度の公的年金額は一・九%増と物価上昇に追い付かず実質削減であり、高齢者の命と暮らし、健康を守るための施策の拡充・強化が必要です。都民の運動と日本共産党東京都議会議員団の長年の要望で、シルバーパスが来年度から二万五千円から一万二千円に値下げされますが、これを機に区としてもBーぐるでもシルバーパスが使えるようにするべきです。伺います。

我が党文京区議会議員団も長年改善・引上げを求め続けた補聴器購入費の補助は、所得制限を撤廃し、一度申請した人も五年経過後に再申請できるとしたことは一歩前進です。しかし、区の補助を使って購入された補聴器の本体価格の平均値は二〇二三年度、二十五万五千円です。補助額を七万二千四百五十円にした根拠を示し、港区は住民税非課税世帯は十四万四千九百円、課税世帯はその半額を補助していますが、港区並みに引き上げるよう更なる努力を求め、伺います。

私たち日本共産党文京区議会議員団がつかんでいるところでも昨年は区内で二人の方が熱中症で亡くなり、うち一人はエアコン未使用でした。近年の猛暑で特に高齢者は命が脅かされています。暑さが本格化する前の今からエアコンの購入・設置・修理に関する費用と電気代補助助成制度をつくるべきです。さらに、七十五歳以上の高齢者の医療費の窓口負担をゼロにすること、併せて伺います。

昨年の総選挙で、自由民主党が裏金問題で国民の大きな批判を浴び、自公過半数割れとなりましたが、東京都議会自由民主党では更に悪質な裏金作りの実態が明らかになりました。いつから裏金の運用が始まり、誰が幾ら作り、何に使ったのか全て明らかにするべきと考えますが、区長の認識を伺います。

石破首相は通常国会の所信表明で「楽しい日本」を目指すというスローガンを掲げましたが、国の来年度予算案は、楽しいどころかますます苦しみが増す中身です。社会保障費は二〇二四年度当初予算と比べ一・四％増と物価上昇率を下回る伸びに抑える一方、軍事費は九・四％増の八兆六千六百九十一億円と物価上昇をはるかに上回る伸びです。労働者の七割が働く中小企業への予算は、軍事費の五十分の一しかありません。軍事費は削り社会保障を予算の柱にするよう区長も国に求めるべきです。伺います。

国が高額療養費制度を改悪し八月からの大幅な負担増を狙っています。「現役世代の社会保険料の負担を減らすため」と言いますが、がんは二人に一人がかかる時代です。全国がん患者団体連合会の天野理事長も「受診抑制や治療断念につながりかねない。患者の声を丁寧に聞いてほしい」と訴えています。高額療養費制度の改悪は、全世代のセーフティネットを破壊するもので、止めるよう国に求めるべきです。伺います。

さて、区長は今年一月、武蔵野市で開催された平和首長会議の国内総会に初めて参加されたと聞きました。国内総会は、日本政府に対し核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加と、一刻も早い条約への署名・批准を強く要請する文書をまとめ、一月十七日、石破総理に提出しています。総会に参加した区長自身もこの場で、核兵器禁止条約へのオブザーバー参加と、条約への署名・批准を政府に求めるべきです。伺います。

中小企業支援について伺います。

二〇二四年十月から東京都の最低賃金は一千百六十三円に上がりました。しかし、人件費や物価高騰で利益が増えず、価格転嫁もできない中小零細企業は賃上げそのものに苦しみ、賃上げしないと人

手不足も解消できないという悪循環に陥っています。

都には中小企業賃上げ支援の奨励金がありますが、日本共産党東京都議会議員団は「二〇二三年度は延べ五千六百九十五社の応募に対し支給は僅か百五十九社、応募から支給まで一年から一年半掛かったこと」を明らかにしました。文京区の特別調査によると、区内中小企業で賃上げを予定しているのは四七・九％、予定していないのは五二・一％という状況です。

都に賃上げ支援奨励金の拡充及び申請を簡易にすることを求めるとともに、国にも補助を求めること、さらに区として独自の賃上げ支援のための補助を出すべきです。伺います。また、中小企業が価格転嫁を行えるよう、人手不足も解消できるよう、更なる環境整備に努めるべきです。併せて伺います。

昨年、公契約条例が制定された文京区では、令和七年度に適用する労働報酬下限額は一千二百九十五円と告示されました。しかし、北区の労働報酬下限額は一千三百八十六円、世田谷区では一千四百六十円であり、安くありませんか。増額するべきです。伺います。

さらに、会計年度任用職員の賃上げ及び給料を経験年数に応じて昇給させ、処遇改善を図ることも併せて伺います。

公共交通の充実を求め、伺います。

運転手不足や働き方改革などの影響で、身近なバス路線の減便や撤退が続いています。文京区では、Bーぐる第三路線の減便について、令和六年度に人件費の補助を増額するなどの策を講じてきましたが、今もなお事業者から「運行コースの縮小」や「始発・最終の時間の見直し」の申出があるなど、更なる支援が必要です。区民の移動の権利の保障は自治体の義務です。公共交通の危機に際して、区の認識を伺います。

Bーぐるは公共サービスですから、区が責任を持って運転手の賃金上げや処遇改善の補助を行うべきです。伺います。その際、運転手の奪い合いにならないよう、二十三区で連携して会議体を作って話し合い、各地の課題を共通認識とすること、足並みそろえて都や国にも支援の拡充を求め、業界全体への支援として行うべきです。伺います。

Bーぐるの第四路線の実現を求め、伺います。

現在、新たな公共交通システム導入可能性調査の結果が出ており、定時路線型乗り合いタクシーが最高得点になっていますが、白山、千石、大塚の公共交通不便地域に住む高齢者の方々からは、Bーぐるの第四路線を切望する声が根強く上がっています。

東京都圏パーソントリップ調査を見ると、千石、大塚の二〇〇八年と二〇一八年を比較すると、移動手段として自動車、二輪車、自転車に合わせて八・七ポイント減り、徒歩の割合が九・一ポイント増加して三〇・六%になりました。大塚に住む高齢者の方は「坂を下って千川通り区境のスーパーマーケットまで歩いて行き、帰りはタクシーを使っている」、千石に住む高齢者の方は「都営バス上60が一時間に一便しかないのです、シビックセンターから都02を使って大塚駅に出て、時間を潰して上60に乗って帰る」など、移動に困難を抱えています。

これまで日本共産党文京区議会議員団が提案してきたように、白山四丁目の国有地の活用の一環で道路幅の拡張を行うなどしてBーぐるの第四路線を実現すること、他の公共交通やBーぐるの従来路線三ルートとの乗り継ぎなどで、シビックセンターや池袋・大塚・巣鴨駅などに行けるようにするなど、より便利に利用できるようにすること、併せて伺います。

区が行った子育て支援に関する実態調査によると、子育てをする上での不安や悩みで「子育てに伴う経済的負担が大きい」と感じる保護者は小学生では三一・三%、中学生では四〇・九%に達しています。

憲法第二十六条では義務教育は無償とされており、墨田区では区立小・中学校の修学旅行と移動教室の無償化を新年度実施します。教材費完全無償化を実施した品川区は修学旅行や移動教室の無償化について「検討する」と言い、中野区でも検討を始めるという聞いています。荒川区も教材費無償化へ動いています。区長には子育てに伴う経済負担を解消する義務がありますが、認識を伺います。

区立小・中学校において昨年度の副教材や学習用具、校外学習等に係る保護者負担額の学年ごとの平均額が我が党の議会論戦で明らかになりました。区立小学生一万一千人、中学生二千五百人として、年間二億八千万円ほどで区立小・中学生の教材費無償化は実現できるではありませんか。区の昨年度の決算剰余金は五十六億円もあり、義務教育無償化は財政的には十分可能です。決断を求め、伺います。

修学旅行費や移動教室の保護者負担も解消可能です。来年度の修学旅行対象者数は七百八十一人で、一人当たり約八万円なので、区が六千二百四十八万円負担すれば、保護者負担は解消できます。また、小学校五年生が八ヶ岳、六年生は魚沼、中学校一年生は八ヶ岳に行く移動教室でも、保護者は食費と体験費を負担しています。小学校五、六年生と中学校一年生は約四千五百人として、一人四千元の保護者負担の総額は約一千八百万円で、修学旅行と移動教室の無償化は約八千万円で実施できるではありませんか。伺います。

さらに、区独自に大学進学などの給付型奨学金制度が足立区に続き品川区や中野区でも広がり始めています。文京区でも早急に実施

するべきです。伺います。

学校の空調機器は命に関わる喫緊の課題です。

二十年前の設置から現在まで使用し続けているエアコンの台数とスポットエアコンは現在、小・中学校それぞれで何台か伺います。耐用年数や省エネルギー性能向上を踏まえ、十五年をめどに交換する方針を持つべきです。伺います。

学校の電源装置・容量は建設当時のままで、築六十五年の小学校では児童数が二倍近くに増え、タブレットなどの電子機器も格段に増え、エアコンの起電力不足により電源が落ちる状態が起きています。築五十一年の小学校でも同じことが起きています。また、ある区立中学校では昨年の夏、電気メーターが一定程度上がったところではエアコンの電源を切って回ったと聞いています。古いエアコンやスポットエアコンの交換と電気容量増量は順次ではなく、新年度予算と同時補正予算を組むなど直ちに一気にいくべきです。伺います。

我が党は英語スピーキングテストの都立入試での活用中止を二〇二二年九月以来、再三要求してきました。昨年十一月に実施した英語スピーキングテストには中学校三年生七万人が受験しましたが、竹早高校で受験した区内の中学校三年生は「試験時間は十五分なのに十二時半に集合で帰宅が十八時。その間ずっと拘束されていた」と言います。保護者からは「貴重な受験生の時間を」と怒りの声が寄せられていましたが、教育長はこの実態と保護者の声をどう捉えますか。伺います。

英語スピーキングテストの入試活用に対する専門家や都議会議員、保護者らが、受験生や保護者に実施状況調査を行い、百八十六件の回答が寄せられていますが、教育長はこれを読まれましたか。伺います。

生徒からは「他の生徒の解答を聞いた状態で同じ試験を受けた」という証言が複数寄せられています。そして、機器のトラブルが多発し、再受験を余儀なくされた生徒が多くいたことも判明し、タブレットの不具合では長時間待たされた、別の日に再受験となった受験生が怒りの声を寄せています。再受験した生徒の保護者は「試験は受けられない。終わりまで拘束。再受験は一か月後。冗談じゃない。やり直しは利かない。受験生本人のダメージは大き過ぎる」など、やり場のない怒りの声を上げています。これらの声を教育長はどう受け止めますか。伺います。

昨年十二月の文教委員会では「今年のスピーキングテストについては教育委員会の方に不具合の報告は一件もない。他区であったということは、新聞報道などを聞いた」と答弁し、区として調査していないことが分かりましたが、この調査結果について、朝日新聞は「都の中スピーキングテスト「公平性に疑問」」、東京新聞は「入試導入には問題多すぎ」などと報道しています。区独自に調査を行い都に情報提供をするとともに、都立高校入試での活用中止を都に求めるべきです。併せて伺います。

千葉県柏市でも株式会社認可保育園五園でスキマ・スポットワークアプリ「タイミー」を使用しての保育の実態が明らかになっています。「午睡指導した」、「プール遊びの監視をした」、「子どもの少ない土曜日、一人で保育をした」など、決して補完的・補助的に働いている状況ではないと思われ、これでは子どもたちの安全が守られているとは到底思えず、他の自治体のこととして済まされないことですが、区長の認識を伺います。

我が党が十一月の本会議一般質問で、区内での、そのアプリで募集した四園について、採用した実人数と従事日数、従事した業務に

ついて正したのに対し、区長は巡回指導等の中で聞き取りして把握するとしながら、「詳細は把握していない」との答弁でしたが、その後の子ども・子育て支援調査特別委員会を担当課長は「私立保育園全園の確認をする」としていました。改めて園数、実人数、日数、業務内容等、調査結果の詳細をお答えください。また、区長は常態的な活用は適切ではないと言いましたが、短時間や単発の雇用なら容認できるとも受け止められ、頻繁な保育士の入替えや毎日異なる保育士が子どもたちと接することは、子どもたちに大きなストレスとなり、健やかな成長を妨げるリスクとなり、認められません。併せてお答えください。

保育の質の確保については、区独自の保育士加配促進事業を今年度で廃止し、それに見合う代替策として賃借料等補助事業を行うとされるが、保育士の賃金水準が維持・向上できるのか、伺います。

保育士の処遇改善は、国の二〇二四年度補正予算で人事院勧告に伴い国家公務員給与改定に準じて二〇二四年四月まで遡って一〇・七%公定価格が引き上げられ、公務員同様初任給を始め若年層を重点に引き上げられるとされましたが、経験ある保育士の待遇はどのようなになったのか、当事者が望む全産業並みとなるよう五万円以上引上げが行われたのか、伺います。

未就園児の定期的な預かり事業について伺います。

来年四月からのこども誰でも通園制度は、空きがあれば直前の予約でも、また全国各地の事業所にも予約ができ、実施場所は保育所認定こども園などのほか、駅周辺など保育園以外でもできるということででしょうか。伺います。

必要な保育従事者のうち保育士は半分でよく、乳幼児を事前の面談なく保育士資格のない人が見ることが可能な仕組みで、これで安

心して子どもを預けることができると認識しますか。伺います。

昨年度、区は国のモデル事業として、グループ保育室こうらくと春日臨時保育所で実施しましたが、応募者は想定を大きく上回りました。子どもも保護者も、保育の専門家や家族以外の人と交流しながら子育てできる環境の整備は重要で、多くの保護者の要求でもあります。

しかし、モデル事業の実態を情報公開資料で見ると、「通常保育の児童と合同での保育時間は難しかった」、「通常保育とは利用の仕方や目的が大きく異なり、本事業は新たな保育サービスだ。ゆえに保育者の中には本制度の意義に疑問の声もある」、「令和六年度私立保育園等で実施する際には、検証する必要がある」と、課題が指摘されました。今年度は都の補助事業を活用して、保育園に加え私立幼稚園でも行っていますが、モデル事業の検証が生かされ、懸念を払拭できる万全の体制で進めていると認識していますか。伺います。

今年度の事業園数と受入人数と、モデル事業では専門保育室で、子どもと保育士は一对一、あるいは二対一に近い配置でしたが、保育士の配置、保育場所や通常保育の子どもたちとの関わり等の現状はどうか、伺います。

モデル事業では、希望者は区に申し込むなどの関与がありました。今年度は区幼児保育課を通さず各園に申し込む方法となりました。当該保育所の通常保育は自治体の保育実施義務の下で行われる公的保育であり、事業者は区に対し報告義務があるのではないですか。また、区がどのように関与しているのか、来年度も継続して行うのか、併せて伺います。

現状でも一人の保育士が見る子どもの数が多過ぎ、「もう一人保

育士を」との切実な要求があるのに、そこに新たな子どもが短時間、日替わりで来るとなれば現場の負担は更に増えることは火を見るより明らかです。政府の検討会でも、「子どもを理解するには一定の時間が掛かる」、「今通っている子どもたちの保育に支障があってはならない」と指摘されており、命に関わる重大事態を生まないためにも、この制度を拙速に実施すべきではないこと、併せて保育士の配置基準の見直しを国に求めるべきです。伺います。

―都市計画道路環状第三号線について伺います。

文京区内を横切る環状第三号線道路計画は、事業化はされていないものの、東京都の都市整備局でどのように整備するか、形状や幅員等が検討されており、二〇一九から二〇二一年度で基本設計に一千八百万円、二〇二〇から二〇二一年度で地質調査に一千百万円が執行され、二〇二二から二〇二三年度の予算は計上されましたが執行額はゼロでした。

この計画について、文京区議会は一九八〇年に、東京都知事と建設大臣宛てに計画廃止を求める意見書を提出、一九八一年には、区長が東京都知事宛てに要望書を提出するなど、反対の意思を表現しており、最近では二〇二〇年に計画に係る小日向台町小学校のPTAから計画の見直しが要望されるなど、新しい住居やマンションが増えている今もお、心配や反対の声が上がっています。都による地質調査が行われた小日向地域で、この計画により影響を受ける住宅、公共施設は何軒あるのか、伺います。

次年度は第四次事業化計画最後の年であり、次の第五次事業化計画でこの計画の事業化を検討するため、区にも意見聴取が求められるはずですが、状況と対応について伺います。

緑や文化、豊かな住環境を守るためにも、四十年以上凍結された

状態の環状第三号線道路計画は廃止にするよう都に要求することを求め、伺います。

最後に、文京区勤労福祉会館の体育館のエアコンについて伺います。

この体育館については、利用者アンケートで「体育館はエアコンがないため、夏は体感四十度くらいになり熱中症になる」、「体育館を二年以上使用していますが、夏は暑いし冬は寒いので早くエアコンを付けてほしいです」などの声が寄せられています。今年に入ってから、ある利用者から「冬は寒くて寒冷性蕁麻疹が出る。エアコンを早く付けてほしい」という声も寄せられました。直ちにエアコンを付けるべきです。伺います。

以上で私の質問を終わります。

答弁のいかんによつては再質問を留保いたします。

御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 石沢議員の御質問にお答えします。

最初に、令和七年度予算に関する御質問にお答えします。

まず、区民の暮らしを支える補正予算の必要性についてのお尋ねですが、直近の二月補正予算においては、国の交付金を活用しながら、住民税非課税世帯に対する家計支援臨時給付金を予算化し、あわせて、区独自の取組として、住民税均等割のみ課税世帯も対象に加えております。

さらに、令和七年度当初予算編成では、本年度に引き続き、介護保険や障害福祉サービス事業者などに対する光熱費補助を実施する

とともに、定額減税をし切れないと見込まれる区民を対象とした定額減税補足給付金に係る経費等も計上しております。

今後とも、必要に応じて、物価高騰等の影響を受ける区民及び事業者を支援するための取組を実施してまいります。

次に、更なる区独自の給付の実施についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げた区独自の給付金のほか、これまでも目的に応じて様々な事業を実施していることから、さらに年収三百万円未満の世帯に対する区独自の給付を実施する考えはございません。

次に、国民健康保険料についてのお尋ねですが、保険料の引下げについては、特別区全体の医療需要や被保険者数などを勘案して算定する特別区の統一保険料方式を採用していることから、区独自で保険料の引下げを行う考えはございません。

また、子どもの均等割保険料については、国より、「均等割保険料の全額を免除することは適当ではない」との考え方が示されていることから、区独自で子どもの均等割を廃止する考えはございません。

なお、保険料負担軽減のための更なる財政支援や、子どもの均等割保険料に係る制限の撤廃等については、区長会を通じて、国や都に要望しております。

次に、水道料金未納についてのお尋ねですが、水道事業は、都が管轄しているため、区では料金未納等の状況を把握しておりません。区においては、生活に困窮する方が、ためらうことなく相談できるように、必要な支援の情報を周知しております。

次に、本年度の財政状況についてのお尋ねですが、二月補正予算後の特別区税約四百九億円は、過去最高額となっております。

また、特別区交付金約二百七十一億円は、過去二番目の規模とな

っております。

これらは、本年度の徴収実績や直近の都区財政調整の状況等を勘案しながら計上しており、現時点では、決算時に大きな上振れは生じないものと見込んでおります。

また、これまでも、重点施策を始めとした必要な事業に係る経費を予算的に確に反映するとともに、補正予算も活用しながら、区民の健康と暮らしや、地域の活性化につながる施策の実施に取り組んでまいりました。

これらを支える本区の歳入状況は、近年、堅調に推移しておりますが、一方で、不合理な税制改正の影響や基金残高の減少傾向は注視すべき課題と捉えているため、基金への積立て等により、基金残高を一定確保しているところであります。

引き続き、確度の高い予算編成に努めながら、持続可能で健全な財政運営に取り組んでまいります。

なお、令和六年度決算剰余金は、昨年度における標準財政規模及び実質収支比率から試算し、約五十五億円を見込んでおります。

次に、令和七年度予算における補正の見込みについてのお尋ねですが、これまでも、当初予算編成時に予測できなかった事象や、緊急性の高い事業実施の必要性が生じた場合には、補正予算を編成し、スピード感を持って対応しております。

さらに、地方財政法の規定に従い、前年度決算で生じた剰余金の一定額を、原則、翌年度予算で財政調整基金に積み立てること等を踏まえると、近年の状況から、最終補正予算後の予算は当初予算と比較して増額となることを見込んでおります。

次に、高齢者施策に関する御質問にお答えします。

まず、Bーぐるでのシルバーパスの使用についてのお尋ねですが、

Bーぐるは、運行開始以来、高齢者を含め誰でも百円という料金を設定し、現行の運行体制を維持しており、新たにシルバーパスを適用して無料とすることは考えておりません。

次に、補聴器購入費の助成についてのお尋ねですが、来年度より障害者の補装具の補助制度や他の自治体を参考に、助成限度額を引き上げるとともに、対象者の非課税要件を撤廃し、五年経過ごとに再度の助成ができるように制度を拡充するため、現時点で助成限度額の更なる増額は考えておりません。

次に、熱中症対策についてのお尋ねですが、区では、エアコンの購入等に関する補助制度を導入する考えはございませんが、高齢者の熱中症対策には、心身の状態や生活の状況に応じた丁寧な支援が必要であることから、引き続き、高齢者一人一人に寄り添った対応を行ってまいります。

次に、七十五歳以上の高齢者の医療費の一部負担金についてのお尋ねですが、後期高齢者医療制度では、医療給付費や現役世代の負担等の現状を踏まえ、法令により一部負担金の割合を定めていることから、区独自にこれを廃止する考えはございません。

次に、国政等に関する御質問にお答えします。

まず、政治資金等についてのお尋ねですが、国等における政治資金に関わる問題については、国等において議論されるべきものと認識しており、区として意見を申し上げます。

次に、国の来年度予算及び高額療養費制度についてのお尋ねですが、社会保障費等及び高額療養費制度については、国において議論されており、区として意見を申し上げます。

次に、核兵器禁止条約についての御質問にお答えします。

先月、武蔵野市で開催された平和首長会議国内加盟都市会議総会

に参加してまいりました。

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加及び核兵器禁止条約への署名・批准については、国内加盟都市会議として国に要請しており、区として個別に国に働き掛ける考えはございません。

今後とも、平和首長会議の一員として、核兵器禁止条約の早期締結に向けた活動を行ってまいります。

次に、中小企業支援に関する御質問にお答えします。

まず、賃上げや価格転嫁についてのお尋ねですが、国等における賃上げ支援に係る補助制度については、それぞれの判断に基づき決定されるものであり、国等に対して要望を出す考えはございません。

また、従業員の賃上げについては、各企業における経営判断に基づき実施されるものであり、区として、賃上げに係る直接の支援を行う考えはございません。

なお、価格転嫁と賃上げの好循環及び人手不足の課題等に対しては、中小企業の経営基盤の強化に向けた取組が不可欠であることから、持続可能性向上支援補助や各種認証取得費補助、中小企業人材強化支援事業補助金等の企業力向上支援の拡充により、引き続き支援に努めてまいります。

次に、公契約条例についてのお尋ねですが、労働報酬下限額を定めるに当たっては、条例において、公契約審議会の意見を聴くことと定められており、本年度、全三回にわたり審議会が開催され、答申がまとめられたところです。

区としては、この答申を尊重して決定したものであることから、他区の金額との比較により、増額する考えはございません。

次に、会計年度任用職員の処遇改善についてのお尋ねですが、会計年度任用職員の報酬引上げ及び経験年数に応じた昇給については、

職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術等の要素を考慮した上で、他区の状況等も踏まえ、研究してまいります。

次に、公共交通に関する御質問にお答えします。

まず、Bーぐるについてのお尋ねですが、Bーぐるは、区内に点在する公共交通不便地域の解消を図ることを目的として運行しており、今後とも継続して運行していくことが重要であることから、運行事業者への支援に努めているところです。

運転士の処遇改善については、運行事業者の実績を前提に、本年度に引き続き、来年度も七%の賃上げを予定しております。

なお、各区において、運行目的や運行形態が必ずしも一致していないため、二十三区で連携して会議体を組織することは困難であると認識しておりますが、運行事業者が同一の近隣区とは、共通の課題に対して引き続き情報の共有を図ってまいります。

次に、公共交通不便地域の解消に向けた取組についてのお尋ねですが、白山・千石・大塚地区の公共交通不便地域については、コミュニティバスを前提とした検討は行っており、公共交通システム導入可能性調査では、コミュニティバスに加え、定時路線型乗り合いタクシー、デマンド型乗り合いタクシー、グリーンスローモビリティの四案を示しております。

各案は、道路の幅員の問題や、ルートやダイヤといった運行形態等によるメリットとデメリットがあることから、現在、地域住民移動ニーズ把握調査等により、意見の聴取を行っております。

今後、それらの調査結果等を踏まえ、交通事業者から各案に対する意見聴取を行った上で、運行方式の検討を行い、利用者にとって利便性の高いものとなるよう、実証実験に向けての検討・準備を進めてまいります。

なお、白山四丁目の国有地は、国が所有権を留保しつつ定期借地権による貸付けを行う留保財産に指定されているため、道路幅を拡張することは難しいものと考えております。

次に、子育て支援施策についての御質問にお答えします。

区では、これまで、学校給食の無償化や中学校二・三年生に対する塾代助成などを行うとともに、国に先んじて、所得制限によらない児童手当相当の給付を行う区独自給付事業など、子育てに伴う経済的な負担の軽減につながる様々な施策に取り組んでまいりました。

今後とも、子育て世帯のニーズを把握し、効果的な支援の実施に努めてまいります。

次に、保育の質の確保に関する御質問にお答えします。

まず、認可保育所での、短時間・単発アルバイトアプリにより雇用了した職員の配置についてのお尋ねですが、認可保育所においては、各組や各グループに一人又は二人以上の常勤保育士を配置することが求められるほか、開所時間を通じて常時二人を下回ってはならず、そのうち一人は常勤保育士である必要があります。

したがって、当該アプリにより雇用した職員が一人で保育する状況は、ないものと認識しております。

次に、アプリ利用に係る調査結果についてのお尋ねですが、現在、調査中ではありますが、回答を得ている範囲では、六園での利用を確認しております。

利用頻度については週一回程度が一園、週二回程度が一園、週四回以上が四園となっております。利用している期間については一か月が一園、九か月が二園、十二か月が二園、十三か月以上が一園となっております。

また、業務内容については、アプリを利用してしている全員が有資格者を雇用の上、保育業務に従事させていることを確認しております。今後、アプリの利用があった園に対しては、採用した実人数や従事日数等について調査してまいります。

次に、当該アプリによる雇用についてのお尋ねですが、このような雇用は、その期間等にかかわらず、認可保育所の業務の性質上、従事できる内容には限度があると考えており、職員体制等を確認した上で、巡回指導等の中で適切に指導してまいります。

次に、保育所賃借料等補助事業についてのお尋ねですが、来年度の重点施策である保育所賃借料等補助事業は、開設後六年目以降の保育所については、その開設時期にかかわらず、職員の加配を条件に、賃借料又は維持管理費等を補助するものです。

本事業は、直接、保育士の賃金水準の向上等を目的とするものではなく、運営経費において負担の大きい賃借料等を補助することで、保育所等の安定的な運営を支援するとともに、加配による職員体制の充実を促すことを目的とするものです。

引き続き、本事業等の実施により、保育所等の安定的な運営や保育の質の向上につながるよう取り組んでまいります。

次に、保育士の処遇改善についてのお尋ねですが、職員の人数、経験年数及び賃金体系等はそれぞれの保育所で異なるため、その改善内容について一概に申し上げることは困難です。

なお、国が示す、本年度における公定価格の基本分単価等の内訳では、保育所職員の本俸基準額は、主任保育士クラスで昨年度と比較して約九%の増、金額にして約二万二千円の増となっております。

次に、こども誰でも通園制度等に関する御質問にお答えします。

まず、こども誰でも通園制度の実施方法についてのお尋ねですが、

国の手引の素案では、予約に当たっては、初回面談や受入施設における予約状況及び体制の確認等が求められており、施設での受入れが可能であれば、予約を確定することとされております。

また、本制度が令和八年度から全国で実施されると、法律上、他の自治体での利用も可能となりますが、広域利用の在り方については今後整理が必要とされております。

本制度を行う事業者については、区市町村が認可を行うこととなっており、実施施設は保育所等に限定されず、認可基準を満たし、適切に事業を実施可能な施設であれば、認可できるとされております。

実施方法については慎重に検討する必要があると考えており、令和八年四月の本格実施に向けて、準備を進めてまいります。

次に、本年度の未就園児の定期的な預かり事業についてのお尋ねですが、実施体制については、モデル事業の検証結果を踏まえ、法令上必要な職員数に加えて有資格者二人の配置を求め、十分な人員体制としております。

本年度は、十二月現在で十三施設、延べ千九十二人の受入れを行いました。

また、実施園における状況としては、定員の空きを活用した余裕活用型で実施している園が多く、通常保育の児童と同じクラスで預かりを行い、多くの園で通常保育の児童と同様の保育を提供している旨の報告を受けております。

次に、未就園児の定期的な預かり事業の運用方法についてのお尋ねですが、通常保育については、入園選考を行うため、区へ申し込む必要がありますが、未就園児の定期的な預かり事業については、対象児童であれば誰でも利用できることから、各園へ直接申込み

ただし、当該園において抽せん等で利用者を決定しております。

区は、利用者の決定後、申込者数、空き人数及びキャンセル待ち人数について報告を受け、ホームページで公開しております。

来年度も同様の運用で行ってまいります。利用希望者と実施園が一層つながるよう、ホームページの更新頻度を増やすなど、工夫してまいります。

次に、こども誰でも通園制度の実施時期及び保育士の配置基準の見直しについてのお尋ねですが、こども誰でも通園制度については、令和八年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されるものとなっております。本区においても実施方法等について十分検討を行った上で、同年度より実施する予定です。

また、保育士の配置基準については、国において、来年度以降、一歳児の配置基準の改善も示されていることから、国に見直しを求める考えはなく、区としては、今後の制度改正に合わせ、速やかに対応してまいります。

次に、環状第三号線についての御質問にお答えします。

春日通りと目白通りの間において、都市計画道路の計画区域内にある区の公共施設は三施設ありますが、住宅の戸数は把握しておりません。

本年度より、都と特別区及び二十六市二町で新たな事業化計画策定の検討に着手しており、策定検討会議を一回、専門アドバイザー委員会を二回行っております。

環状第三号線については、本区への影響も極めて大きいことから、地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう都に強く申し入れているところであり、区として慎重に対応すべきものとの考えは変

わりません。

最後に、勤労福祉会館についての御質問にお答えします。

体育館への冷暖房機器の設置は、施設構造上の理由等から、これまで慎重に検討してまいりましたが、近年の猛暑による熱中症予防対策の重要性を鑑み、来年度に、大規模な改修工事を伴わない冷暖房機器の設置を行うことといたしました。

引き続き、指定管理者とともに、よりよい施設利用環境の整備に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、義務教育の無償化等についてのお尋ねですが、区では、様々な子育て支援メニューを用意し、広く支援を行っております。

教材費等の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組みの中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

また、修学旅行及び移動教室の費用についても、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対しては、一定の経済的負担の軽減が図られているものと認識しております。

修学旅行については、昨今の物価高騰により、保護者の費用負担が増加していることを鑑み、令和七年度は、修学旅行費の一部補助を実施いたします。

次に、大学進学等に係る区独自の給付型奨学金制度についてのお

尋ねですが、他区で給付型奨学金制度を実施していることは承知しておりますが、大学などの学費の負担軽減については国において実施されており、区として独自に給付型奨学金制度を実施する考えはございません。

次に、空調機器等の更新についてのお尋ねですが、普通教室、特別教室に設置し二十年以上が経過している空調機の台数は、小学校百三十五台、中学校二十八台、体育館に設置してあるスポットエアコンの台数は、小学校二十八台、中学校二十八台です。

空調機器の耐用年数は、メンテナンスの状況や毎日の使用時間によって異なるため、十分に機能する機器を設置年数だけを基準に更新する予定はございません。

また、受変電設備の更新・増強工事や空調の更新は、特別教室や外壁の改修など他の工事とできるだけ併せて行うことで、工事の無駄を省き、学校運営に影響が少ないよう計画的に進めていることから、直ちに一斉に行う考えはございません。

なお、昨今の猛暑から学校の暑さ対策は喫緊の課題であり、昨年度及び本年度に普通教室や職員室等で計二百十九台の空調機を、高効率でより強力な空調機へ更新しております。暑さ対策については、引き続きスピード感を持って進めてまいります。

次に、英語スピーキングテストに関する幾つかのお尋ねですが、まず、都が今年度実施した中学校英語スピーキングテストに係る拘束時間について、他区において保護者から御意見等があったことは把握しております。

次に、実施状況調査についてのお尋ねですが、議員御指摘の実施状況調査について報道があったことは認識しておりますが、詳細については把握しておりません。

次に、令和六年度の生徒や保護者の声をどう受け止めるかについてのお尋ねですが、令和六年度中学校英語スピーキングテストの実施において、本区には、保護者からの御意見等は届いておりません。最後に、区独自調査を行い、都に情報提供するとともに、都立高校入試での活用中止を求めるときとのお尋ねですが、都教育委員会は、事業者及び配置をした都職員等からの報告によれば、試験は適切に実施されているとしております。スピーキングテストは、都教育委員会の責任の下、実施されているものであり、区として新たに調査を行う予定はございません。また、都教育委員会に中止を求める考えはございません。

〔石沢のりゆき議員「議長、八番」と発言を求め。〕

○議長（白石英行） 八番石沢のりゆき議員。

○石沢のりゆき議員 区長、教育長、答弁ありがとうございます。勤労福祉会館の体育館のエアコン設置については、利用者から繰り返し要望が寄せられ、私も繰り返し設置を求めてまいりました。今回、熱中症予防対策ということで、暖房機器を来年度設置するということになったということでした。

対応を取っていただいたことは、率直に言って、よかったと思います。引き続き、利用者が快適に利用できるよう整備していただきたいと思っております。

スキマバイトアプリについては、今回の答弁で、これまで判明していた数を超える六園で利用が確認され、さらに、週四回以上利用している園が四園、十二か月以上利用している園が三園という実態の一端が明らかになりました。

スキマバイトアプリの活用は禁止し、十分な正規の職員を確保して、安心して保育を行うための区の責任を果たすことを求めます。

また、更なる実態把握に努めることも併せ求めたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長(白石英行) 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、二月十四日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会